ID:　229

担当部署:　建設課

処分の概要	測量標の移転の請求(公共測量)
法令名 根拠条項	測量法　第39条において準用する第24条第1項
法令番号	昭和24年法律第188号

【基準】

準用する法第24条の規定による。

(測量標の移転の請求)

第24条　基本測量の永久標識又は一時標識の汚損その他その効用を害するおそれがある行為を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はその付近でしようとする者は、理由を記載した書面をもつて、国土地理院の長に当該永久標識又は一時標識の移転を請求することができる。

2　前項の規定による請求(国又は都道府県が行うものを除く。)は、当該永久標識又は一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該請求に係る事項に関する意見を付して、国土地理院の長に送付するものとする。

3　国土地理院の長は、第1項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又は一時標識を移転し、理由がないと認めるときは、その旨を移転を請求した者に通知しなければならない。

4　前項の規定による永久標識又は一時標識の移転に要した費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成27年7月1日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　1650

担当部署:　建設課

処分の概要	測量標の使用の承認(公共測量)
法令名 根拠条項	測量法　第39条において準用する第26条
法令番号	昭和24年法律第188号

【基準】

準用する法第26条の規定による。

(測量標の使用)

第26条　基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成27年7月1日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　230

担当部署:　建設課

処分の概要	測量成果の複製の承認(公共測量)
法　令　名 根 拠 条 項	測量法　第43条
法 令 番 号	昭和24年法律第188号

【基準】

法第43条の規定による。

(測量成果の複製)

第43条　公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　231

担当部署:　建設課

処分の概要	測量成果の使用の承認(公共測量)
法　令　名 根 拠 条 項	測量法　第44条第1項
法 令 番 号	昭和24年法律第188号

【基準】

法第44条の規定による。

(測量成果の使用)

第44条　公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

2　測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反していること。

(2)当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

3　第1項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。

4　公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　316

担当部署:　建設課

処分の概要	障害物の伐除のための許可
法　令　名 根 拠 条 項	土地収用法　第14条第1項
法 令 番 号	昭和26年法律第219号

【基準】

法第14条第1項の規定による。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第14条　起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくは試すい若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。

(別添2)

申請に対する処分に関する審査基準についての指針

2　土地収用法第14条第1項に基づく許可(障害物の伐除、土地の試掘等のための許可)

(1)　土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。)

(2)　許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3)受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。)

(3)　第3号各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。)

(4)　当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。

(5)　土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられること。

(6)　申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐除、土地の試掘等の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。(測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断すること。)

標準処理期間	1箇月(通知による平均日)

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　317

担当部署:　建設課

処分の概要	山林原野等の伐除の許可
法　令　名 根 拠 条 項	土地収用法　第14条第3項
法 令 番 号	昭和26年法律第219号

【基準】

法第14条第3項の規定による。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第14条

3　障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。

行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。

(別添2)

申請に対する処分に関する審査基準についての指針

3　土地収用法第14条第3項に基づく許可(山林、原野等の障害物の伐除の許可)

(1)　土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。)

(2)　許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任した者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3)受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。)

(3)　第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。)

(4)　障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあること。

(5)　伐除を行うことにより障害物の現状を著しく損傷しないこと。

(6)　第3条各号の一に掲げる事業の準備のための測量又は調査を行うに当たって、当該障害物の伐除を緊急に施行する必要があり、しかも、必要な範囲内で行うものであること。(土地の立入りに伴う障害物の伐除に限定されていること。)

(7)　あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。(所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の3日前までに通知するなどの事前手続きをとる時間的な余裕がない場合が想定される。)

標準処理期間	14日(通知による平均日)

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　318

担当部署:　建設課

処分の概要	非常災害の際の土地の使用に係る許可
法令名 根拠条項	土地収用法　第122条第1項
法令番号	昭和26年法律第219号

【基準】

法第122条第1項の規定による。

(非常災害の際の土地の使用)

第122条　非常災害に際し公共の安全を保持するために第3条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。

(別添2)

申請に対する処分に関する審査基準についての指針

7　土地収用法第122条第1項に基づく許可(第138条第1項において準用する場合を含む。)(非常災害の際の土地の使用に係る許可)

(1)　既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。

(2)　事業が非常防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。(公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。)

(3)　第3条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。(形式的に収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。)

(4)　使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間(6月をこえないこと。)が必要な範囲内であること。(公益上の必要性と土地所有者の被る被害と比較衡量すること。)

(5)　許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)

標準処理期間	設定なじまない(通知より)

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　319

担当部署:　建設課

処分の概要	非常災害の際の土地の使用に係る許可(第122条第1項の準用)
法令名 根拠条項	土地収用法　第138条第1項
法令番号	昭和26年法律第219号

【基準】

準用する法第122条第1項の規定による。

(非常災害の際の土地の使用)

第122条　非常災害に際し公共の安全を保持するために第3条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。

(別添2)

申請に対する処分に関する審査基準についての指針

7　土地収用法第122条第1項に基づく許可(第138条第1項において準用する場合を含む。)(非常災害の際の土地の使用に係る許可)

(1)　既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。

(2)　事業が非常防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。(公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。)

(3)　第3条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。(形式的に収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。)

(4)　使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間(6月をこえないこと。)が必要な範囲内であること。(公益上の必要性と土地所有者の被る被害と比較衡量すること。)

(5)　許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)

標準処理期間	設定なじまない(通知より)

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　5002

担当部署:　建設課

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第26条第1項及び第3項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第26条の規定による。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第26条　前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5011

担当部署:　建設課

処分の概要	市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内の土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第52条の2第1項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第52条の2の規定による。

（建築等の制限）

第52条の2　市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、前項の規定による許可があつたものとみなす。

3　第1項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第20条第1項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5012

担当部署:　建設課

処分の概要	都市計画施設等の区域内における建築の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市計画法　第53条第1項
法 令 番 号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第53条から第55条までの規定による。

(建築の許可)

第53条　都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　政令で定める軽易な行為

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(4)　第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの

(5)　第12条の11に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの

2　第52条の2第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3　第1項の規定は、第65条第1項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(許可の基準)

第54条　都道府県知事等は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

(1)　当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。

(2)　当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。

(3)　当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ　階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ　主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロツク造その他これらに類する構造であること。

(許可の基準の特例等)

第55条　都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業(土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。)の施行区域(次条及び第57条において「事業予定地」という。)内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第53条第1項の許可をしないことができる。ただし、次条第2項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。

2　都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

3　都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定め

ることができる。
4　都道府県知事等は、第1項の規定による土地の指定をするとき、又は第2項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5013

担当部署:　建設課

処分の概要	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可(第52条の2第1項の準用)
法令名根拠条項	都市計画法　第57条の3第1項
法令番号	昭和43年法律第100号

【基準】

準用する法第52条の2の規定による。

(建築等の制限)

第52条の2　市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、前項の規定による許可があつたものとみなす。

3　第1項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第20条第1項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成27年7月1日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　5014

担当部署:　建設課

処分の概要	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可
法令名 根拠条項	都市計画法　第65条第1項
法令番号	昭和43年法律第100号

【基準】

法第65条の規定による。

（建築等の制限）

第65条　第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

2　都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3　第52条の2第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成27年7月1日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　5016

担当部署:　建設課

処分の概要	風致地区内(面積が10ヘクタール以上)における行為の許可
法　令　名 根拠条項	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第3条第1項
法令番号	昭和44年政令第317号

【基準】

政令第3条第1項及び第4条の規定による。

(行為の制限)

第3条　風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事(市(都の特別区を含む。以下同じ。)の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)、その他の風致地区にあつては市町村の長の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

(1)　建築物の建築その他工作物の建設

(2)　建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の色彩の変更

(3)　宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)

(4)　水面の埋立て又は干拓

(5)　木竹の伐採

(6)　土石の類の採取

(7)　屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

(8)　前各号に掲げるもののほか、都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為

(許可の基準)

第4条　都道府県知事等又は市町村の長は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準(第1号イ、ロ若しくはハ又は第4号イ若しくはハ(1)に掲げる基準にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。)及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1)　建築物の建築については、次に該当するものであること。ただし、仮設の建築物及び地下に設ける建築物については、この限りでない。

イ　当該建築物の高さが8メートル以上15メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えないこと。

ロ　当該建築物の建ぺい率が10分の2以上10分の4以下の範囲内において条例で定める割合を超えないこと。

ハ　当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が1メートル以上3メートル以下の範囲内において条例で定める距離以上であること。

ニ　当該建築物の位置、形態及び意匠が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(2)　建築物以外の工作物の建設については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該建設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。ただし、仮設の工作物及び地下に設ける工作物については、この限りでない。

(3)　建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(4)　宅地の造成等については、次に該当するものであること。

イ　木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、10パーセント以上60パーセント以下の範囲内において条例で定める割合以

上であること。
ロ　宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
ハ　1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。
(1)　宅地の造成等に係る土地の地形に応じ1・5メートル以上5メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えてのりを生ずる切土又は盛土
(2)　都市の風致の維持上特に枢要な森林で、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致地区にあつては市町村の長があらかじめ指定したものの伐採
ニ　1ヘクタール以下の宅地の造成等でハ(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
(5)　水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。
イ　適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
ロ　当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
(6)　木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1ヘクタールを超えないこと。
(7)　土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
(8)　屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5017

担当部署:　建設課

処分の概要	市街地再開発促進区域内における建築の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市再開発法　第7条の4第1項
法 令 番 号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第7条の4の規定による。

（建築の許可）

第7条の4　市街地再開発促進区域内においては、建築基準法第59条第1項第1号に該当する建築物（同項第2号又は第3号に該当する建築物を除く。）の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第7条の6まで及び第141条の2第1号において「建築許可権者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2　建築許可権者は、前項の許可の申請があつた場合において、当該建築が第7条の6第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地におけるものであるときは、その許可をしなければならない。

3　第1項の規定は、第一種市街地再開発事業に関する都市計画に係る都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示又は第60条第2項第1号の公告があつた後は、当該告示又は公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5019

担当部署:　建設課

処分の概要	測量及び調査のための土地の立入りの許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市再開発法　第60条第1項ただし書
法 令 番 号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第60条第1項ただし書の規定による。

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第60条　施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。第62条第1項及び第142条第1号において「立入許可権者」という。）の許可を受けた場合に限る。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　290

担当部署:　建設課

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可
法令名 根拠条項	都市再開発法　第61条第1項及び第3項
法令番号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第61条の規定による。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第61条　前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内において施行者(第2条の2第4項の規定により第一種市街地再開発事業を施行する地方公共団体を除く。以下この項において同じ。)となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施行者が試掘等を行おうとし、又は第2条の2第4項の規定により第一種市街地再開発事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項、次条第2項及び第142条第3号において「試掘等許可権者」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、試掘等許可権者が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5021

担当部署:　建設課

処分の概要	建築行為等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市再開発法　第66条第1項
法 令 番 号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第66条第1項の規定による。

（建築行為等の制限）

第66条　第60条第2項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第2条の2第4項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第98条及び第141条の2第2号において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5023

担当部署:　建設課

処分の概要	土地の形質の変更等の承認
法　令　名 根 拠 条 項	都市再開発法　第66条第7項
法 令 番 号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第66条第7項の規定による。

（建築行為等の制限）

第66条

7　第60条第2項各号に掲げる公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置（以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事等の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　291

担当部署:　建設課

処分の概要	施行地区内の権利の処分の承認
法　令　名 根 拠 条 項	都市再開発法　第70条第2項
法 令 番 号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第70条第1項から第3項までの規定による。

（権利変換手続開始の登記）

第70条　施行者は、第60条第2項各号に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利変換手続開始の登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

2　前項の登記があつた後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。

3　施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について（平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　292

担当部署:　建設課

処分の概要	建築計画変更の承認
法　令　名 根 拠 条 項	都市再開発法　第99条の7
法 令 番 号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第99条の7の規定による。

（建築計画の変更）

第99条の7　特定建築者は、建築計画に従い当該特定施設建築物を建築することができないやむを得ない事情があるときは、事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内において、施行者の承認を受けて、建築計画を変更することができる。

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について（平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　293

担当部署:　建設課

処分の概要	債務の弁済に関する計画の承認
法　令　名 根 拠 条 項	都市再開発法　第117条第3項
法 令 番 号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第117条第3項の規定による。

（事業代行終了の公告等）

第117条　事業代行者は、個人施行者、組合又は再開発会社の事業の継続が困難となるおそれがなくなつたとき、又は第101条第1項の規定による登記が完了したときは、都道府県知事にあつては事業代行終了の旨を公告し、市町村長にあつてはその旨を都道府県知事に通知しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、事業代行終了の旨を公告しなければならない。

3　個人施行者、組合又は再開発会社は、事業代行終了の公告後遅滞なく、その財産の処分及び債務の弁済に関する計画を作成して事業代行者であつた者の承認を求めなければならない。

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について（平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　294

担当部署:　建設課

処分の概要	施行地区内の土地等の処分の承認
法　令　名 根 拠 条 項	都市再開発法　第118条の3第1項
法 令 番 号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第118条の3の規定による。

（譲受け希望の申出に係る宅地等の処分制限）

第118条の3　譲受け希望の申出をした者（前条第4項の規定により譲受け希望の申出をしたものとみなされた者を含む。以下同じ。）は、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の処分をするには、施行者の承認を得なければならない。

2　施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

3　前2項の規定は、土地収用法第45条の2に規定する裁決手続開始の登記があつた後における当該登記に係る宅地については、適用しない。

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について（平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　295

担当部署:　建設課

処分の概要	譲受け希望の申出等の撤回の同意
法令名 根拠条項	都市再開発法　第118条の5第1項
法令番号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第118条の5の規定による。

(譲受け希望の申出等の撤回)

第118条の5　譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者は、第118条の2第1項の期間(事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者にあつては、同条第6項において準用する同条第1項の期間)が経過した後においては、施行者の同意を得た場合に限り、その譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出を撤回することができる。

2　施行者は、事業の遂行に重大な支障がない限り、前項の同意をしなければならない。

3　第118条の2第8項の規定は、譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回について準用する。

4　第118条の2第2項又は第3項の規定により譲受け希望の申出がされた場合における譲受け希望の申出の撤回は、争いの当事者が共同してしなければならない。

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　471

担当部署:　建設課

処分の概要	宅地の所有者及び借地権者の同意申請
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第19条第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第19条の規定による。

（借地権の申告）

第19条　前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2　市町村長は、前項に規定する申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、遅滞なく、施行地区となるべき区域を公告しなければならない。

3　前項の規定により公告された施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、前項の公告があつた日から1月以内に当該市町村長に対し、その借地権の目的となつている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、国土交通省令で定めるところにより、書面をもつてその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

4　未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、前項の申告の期間を経過した後は、前条の規定の適用については、存しないものとみなす。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　472

担当部署:　建設課

処分の概要	宅地の所有者及び借地権者の同意申請
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第51条の7第1項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第51条の7の規定による。

（借地権の申告）

第51条の7　前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2　第19条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前条」とあるのは、「第51条の6」と読み替えるものとする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　311

担当部署:　建設課

処分の概要	測量又は調査のための土地の立入り等の認可
法令名 根拠条項	土地区画整理法　第72条第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第72条第1項の規定による。

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第72条　国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「機構理事長等」という。）は、第3条第4項若しくは第5項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第3条第1項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第3項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　312

担当部署:　建設課

処分の概要	障害物の伐除の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第72条第6項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第72条第6項の規定による。

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第72条

6　第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にいないため、その承諾を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、同項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者(その命じた者又は委任した者を含む。)は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5043

担当部署:　建設課

処分の概要	公告後における建築行為等の許可
法令名 根拠条項	土地区画整理法　第76条第1項
法令番号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第76条第1項の規定による。

（建築行為等の制限）

第76条　次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

(1)　個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」という。）についての認可の公告

(2)　組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(3)　区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(4)　市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

(5)　機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　313

担当部署:　建設課

処分の概要	建築物等の移転又は除去の認可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第77条第7項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第77条第7項の規定による。

（建築物等の移転及び除却）

第77条

7　施行者は、第2項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第4項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　314

担当部署:　建設課

処分の概要	移転、除去の際の建築物等の使用許可
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第77条第8項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第77条第8項の規定による。

（建築物等の移転及び除却）

第77条

8　前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　315

担当部署:　建設課

処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第85条の2第5項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第85条の2第5項の規定による。

(住宅先行建設区への換地の申出等)

5　施行者は、第1項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

(1)　当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物(容易に移転し、又は除却することができるもので国土交通省令で定めるものを除く。)が存しないこと。

(2)　当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利(住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。

(3)　当該申出に係る宅地についての換地に、第117条の2第1項に規定する指定期間を経過する日までに、建設計画に従つて住宅が建設されることが確実であると見込まれること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　469

担当部署:　建設課

処分の概要	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第85条の3第4項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第85条の3第4項の規定による。

（市街地再開発事業区への換地の申出等）

第85条の3

4　施行者は、第1項の規定による申出があつた場合においては、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。

(1)　換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えないこととなる場合

(2)　換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えることとなる場合

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　470

担当部署:　建設課

処分の概要	換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等
法　令　名 根 拠 条 項	土地区画整理法　第85条の4第5項
法 令 番 号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第85条の4第5項の規定による。

（高度利用推進区への換地の申出等）

第85条の4

5　施行者は、第1項又は第2項の規定による申出があつた場合において、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。

(1)　換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えないこととなる場合

(2)　換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えることとなる場合

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5056

担当部署:　建設課

処分の概要	特別緑地保全地区における行為の許可
法令名 根拠条項	都市緑地法　第14条第1項
法令番号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第14条第1項及び第2項の規定による。

（特別緑地保全地区における行為の制限）

第14条　特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(1)　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

(2)　宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(3)　木竹の伐採

(4)　水面の埋立て又は干拓

(5)　前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2　都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　296

担当部署:　建設課

処分の概要	緑化率適用除外の許可①
法令名 根拠条項	都市緑地法　第35条第3項第1号
法令番号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第35条第3項第1号の規定による。

（緑化率）

第35条

3　前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1)　その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市・地域整備局）

(5)　緑化率規制

①　法第35条第3項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外

ア　道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であってその用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの（例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など）については、法第35条第3項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。

イ　工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。

　また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であって、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則若しくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。

ウ　法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　297

担当部署:　建設課

処分の概要	緑化率適用除外の許可②
法　令　名 根 拠 条 項	都市緑地法　第35条第3項第2号
法 令 番 号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第35条第3項第2号の規定による。

（緑化率）

第35条

3　前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(2)　学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市・地域整備局）

(5)　緑化率規制

①　法第35条第3項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外

ア　道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であってその用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの（例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など）については、法第35条第3項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。

イ　工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。

　また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であって、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則若しくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。

ウ　法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　298

担当部署:　建設課

処分の概要	緑化率適用除外の許可③
法　令　名 根 拠 条 項	都市緑地法　第35条第3項第3号
法 令 番 号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第35条第3項第3号の規定による。

（緑化率）

第35条

3　前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(3)　その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市・地域整備局）

(5)　緑化率規制

①　法第35条第3項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外

ア　道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であってその用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの（例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など）については、法第35条第3項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。

イ　工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。

　また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であって、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則若しくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。

ウ　法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　466

担当部署:　建設課

処分の概要	第35条第3項第1号の準用による緑化率適用除外の許可
法令名 根拠条項	都市緑地法　第36条
法令番号	昭和48年法律第72号

【基準】

準用する法第35条第3項第1号の規定による。

（緑化率）

第35条

3　前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1)　その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市・地域整備局）

(5)　緑化率規制

①　法第35条第3項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外

ア　道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であってその用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの（例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など）については、法第35条第3項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。

イ　工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。

　また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であって、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則若しくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。

ウ　法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　467

担当部署:　建設課

処分の概要	第35条第3項第2号の準用による緑化率適用除外の許可
法令名 根拠条項	都市緑地法　第36条
法令番号	昭和48年法律第72号

【基準】

準用する法第35条第3項第2号の規定による。

（緑化率）

第35条

3　前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(2)　学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市・地域整備局）

(5)　緑化率規制

①　法第35条第3項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外

ア　道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であってその用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの（例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など）については、法第35条第3項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。

イ　工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。

　また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であって、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則若しくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。

ウ　法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　468

担当部署:　建設課

処分の概要	第35条第3項第3号の準用による緑化率適用除外の許可
法令名 根拠条項	都市緑地法　第36条
法令番号	昭和48年法律第72号

【基準】

準用する法第35条第3項第3号の規定による。

（緑化率）

第35条

3　前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(3)　その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

その他政令第13条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市・地域整備局）

(5)　緑化率規制

①　法第35条第3項の市町村長の許可による緑化率規制の適用除外

ア　道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であってその用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの（例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など）については、法第35条第3項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。

イ　工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることにかんがみ、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。

　また、工場立地法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であって、当該届出の内容が同法第4条第1項に基づく準則若しくは同法第4条の2第1項に基づく地域準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第3項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。

ウ　法第35条第1項から第3項に基づく市町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第4項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市町村長が許可の条件として付することが望ましい。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　299

担当部署:　建設課

処分の概要	緑化施設工事の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市緑地法　第43条第1項
法 令 番 号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第43条第1項の規定による。

(緑化施設の工事の認定)

第43条　第35条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)

⑤　緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定

法第43条第1項に基づく緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが出来ない場合、市町村長が認定することにより、当該緑化施設に関する工事が完了していないことを除き建築基準関係規定に適合していると認められる場合には、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受けることができることとするものである。

市町村長が認定する場合として、例えば積雪寒冷地において厳冬期に建築物が完成する場合等気温等が原因で建築物の工事の完了の日までに緑化工事が完了できない場で合などが考えられる。市町村長が認定を行った場合、緑化施設に関する工事が完了きない事情が解消し次第、速やかに緑化施設に関する工事を完了させなければならないこととされていることを踏まえ、緑化工事が完了した際に市町村長に通知し、その検査をうけることとすることが望ましい。

この認定に際しては、都市緑地法施行規則第10条により、同規則に定める申請書に付近見取り図及び配置図並びに確認済証の写しを添えて、市町村に提出することとされているが、この場合の配置図として、以下の書面を添付させること等により円滑な運用を図ることが望ましい。

ⅰ　平面図

ⅱ　同規則第9条第1号の緑化施設を設置して壁面緑化を行う場　　合にあっては当該施設を整備する建築物の部分の立・断面図

ⅲ　緑化施設の面積の算出根拠を示す書面(求積図、面積算出　　表等。ⅰ及びⅱの図面に記入することも可能)

市町村長が認定を行った際に交付する認定書については、完了検査の申請の添付図書とされており、当該認定書をもとに建築主事等が検査を行うことから、十分かつ必要最低限の図書とすべきであることを踏まえ、市町村長は、認定書に申請書及びその添付図書(緑化施設の面積の算出根拠を示す書面を除く。以下「認定書の様式等」という。)の写しを付すことが望ましい。また、認定書の様式等を定めるにあたっては、当該地域を所管する特定行政庁に対してあらかじめ十分な時間的余裕を持って協議するとともに、当該認定書の様式等を定めた際には、当該地域を業務区域とする指定確認検査機関による建築完了検査の実施に支障をきたすことがないようにするため、当該特定行政庁が当該地域を業務区域とする指定確認検査機関に対して認定書の様式等について情報の提供を行うことを踏まえ、当該特定行政庁に対してその旨について通知することが望ましい。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　300

担当部署:　建設課

処分の概要	検査済証の交付
法　令　名 根 拠 条 項	都市緑地法　第43条第2項
法 令 番 号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第43条第2項の規定による。

（緑化施設の工事の認定）

第43条

2　建築基準法第7条第4項に規定する建築主事等又は同法第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認めた場合においては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市・地域整備局）参考

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　301

担当部署:　建設課

処分の概要	緑地協定の認可
法　令　名 根 拠 条 項	都市緑地法　第47条第1項
法 令 番 号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第47条第1項の規定による。

（緑地協定の認可）

第47条　市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　土地の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(4)　緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市・地域整備局）参考

標準処理期間	60日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　302

担当部署:　建設課

処分の概要	緑地協定の変更の認可
法　令　名 根 拠 条 項	都市緑地法　第48条第1項
法 令 番 号	昭和48年法律第72号

【基準】

緑地協定の変更の認可のため、第47条第1項(緑地協定の認可)と同様

(緑地協定の認可)

第47条　市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　土地の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(4)　緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　303

担当部署:　建設課

処分の概要	緑地協定の廃止の認可
法　令　名 根 拠 条 項	都市緑地法　第52条第1項
法 令 番 号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第52条第1項の規定による。

（緑地協定の廃止）

第52条　緑地協定区域内の土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、第45条第4項又は第48条第1項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市・地域整備局）参考

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　304

担当部署:　建設課

処分の概要	1人緑地協定の認可
法　令　名 根 拠 条 項	都市緑地法　第54条第2項
法 令 番 号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第54条第1項及び第2項の規定による。

（緑地協定の設定の特則）

第54条　都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地（第45条第1項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。

2　市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第47条第1項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。

都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市・地域整備局）参考

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　305

担当部署:　建設課

処分の概要	緑化施設整備計画の認定
法令名 根拠条項	都市緑地法　第61条第1項
法令番号	昭和48年法律第72号

【基準】

法第61条第1項の規定による。

(緑化施設整備計画の認定基準)

第61条　市町村長は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る緑化施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、緑化施設整備計画の認定をすることができる。

(1)　緑化施設を整備する建築物の敷地面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。

(2)　緑化施設(植栽、花壇その他の国土交通省令で定める部分に限る。)の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。

(3)　緑化施設整備計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。

(4)　緑化施設の整備の実施期間が、緑化施設整備計画を確実に遂行するため適切なものであること。

(5)　緑化施設整備計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考

③　緑化施設整備計画の認定基準

ア　本制度は、一定規模以上の緑化を伴う整備計画について認定を行い、支援を行うものであることから、「緑化施設の面積」は、緑化施設のうち樹木の樹冠及び芝その他の地被植物で覆われる部分の水平投影面積(以下③において「緑化面積」という。)とすることとされている。

なお、認定の対象となる緑化施設を整備する建築物の敷地面積の規模は、施行規則第20条において、緑化重点地区内(地区計画等緑化率条例による制限の対象となる地域内を除く)にあっては1,000平方メートル、緑化地域内及び地区計画等緑化率条例による制限の対象となる地域内においては300平方メートル以上とされている。

イ　工場立地法に基づき整備される緑地については認定の対象から除外されており、工場立地に関する準則(地域準則が定められている場合はその準則を含む。)において最低限整備することが定められている緑地の面積を緑化面積に含めることはできない。

ウ　新たに整備しようとする緑化施設の緑化面積が認定の基準(敷地面積の20%)に満たない場合であっても、既存の緑化施設を含めた緑化面積が基準を満たしていれば認定の対象である。

エ　「基本計画と調和」とは、基本計画に定める当該緑化重点地区における緑化の推進に関する事項に規定されている内容等と調和していることである。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　306

担当部署:　建設課

処分の概要	緑化施設整備計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市緑地法　第62条第1項
法 令 番 号	昭和48年法律第72号

【基準】

緑化施設整備計画の変更の認定のため、第61条第1項(緑化施設整備計画の認定)と同様

(緑化施設整備計画の認定基準)

第61条　市町村長は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る緑化施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、緑化施設整備計画の認定をすることができる。

(1)　緑化施設を整備する建築物の敷地面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。

(2)　緑化施設(植栽、花壇その他の国土交通省令で定める部分に限る。)の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。

(3)　緑化施設整備計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。

(4)　緑化施設の整備の実施期間が、緑化施設整備計画を確実に遂行するため適切なものであること。

(5)　緑化施設整備計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　217

担当部署:　建設課

処分の概要	生産緑地地区内の行為の制限に対する許可
法　令　名 根 拠 条 項	生産緑地法　第8条第1項
法 令 番 号	昭和49年法律第68号

【基準】

法第8条第1項及び第2項の規定による。

（生産緑地地区内における行為の制限）

第8条　生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(1)　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

(2)　宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更

(3)　水面の埋立て又は干拓

2　市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設で当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。

(1)　農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設

(2)　農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

(3)　農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設

(4)　農林漁業に従事する者の休憩施設

(5)　前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1564

担当部署:　建設課

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定及び第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法　第45条の2第4項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

法第45条の2第4項及び第45条の4第1項の規定による。

(都市再生歩行者経路協定の締結等)

第45条の2

4　都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(都市再生歩行者経路協定の認可)

第45条の4　市町村長は、第45条の2第4項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第45条の2第2項各号に掲げる事項(当該都市再生歩行者経路協定において協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(4)　その他当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合するものであること。

2　市町村長は、第45条の2第4項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成27年7月1日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　1565

担当部署:　建設課

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の変更認可（法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定及び第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。）
法令名根拠条項	都市再生特別措置法　第45条の5第1項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

法第45条の5の規定による。

（都市再生歩行者経路協定の変更）

第45条の5　協定区域内の土地に係る土地所有者等（当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　1566

担当部署:　建設課

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の廃止の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定及び第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)
法令名根拠条項	都市再生特別措置法　第45条の9第1項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

法第45条の9第1項の規定による。

(都市再生歩行者経路協定の廃止)

第45条の9　協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第45条の2第4項又は第45条の5第1項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　1567

担当部署:　建設課

処分の概要	一の所有者による都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定及び第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法　第45条の11第1項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

法第45条の11の規定による。

(一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定)

第45条の11　都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。

2　市町村長は、前項の認可の申請が第45条の4第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定が都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3　第45条の4第2項の規定は、第1項の認可について準用する。

4　第1項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することになった時から、第45条の4第2項の規定による認可の公告のあった都市再生歩行者経路協定と同一の効力を有する都市再生歩行者経路協定となる。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　1588

担当部署:　建設課

処分の概要	都市利便増進協定の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第74条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

法第74条及び第75条の規定による。

（都市利便増進協定）

第74条　都市再生整備計画に記載された第46条第13項に規定する区域内の1団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者（以下「土地所有者等」という。）又は第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「都市利便増進協定」という。）を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2　都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置

(2)　前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法

(3)　第1号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法

(4)　都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続

(5)　都市利便増進協定の有効期間

(6)　その他必要な事項

（都市利便増進協定の認定基準）

第75条　市町村長は、前条第1項の認定（以下「協定の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

(1)　土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。

(2)　都市利便増進協定において定める前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第46条第13項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。

(3)　都市利便増進協定において定める前条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。

(4)　都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1589

担当部署:　建設課

処分の概要	都市利便増進協定の変更認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第76条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

法第76条及び第75条の規定による。

（都市利便増進協定の変更）

第76条　土地所有者等又は第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定（以下「認定都市利便増進協定」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の場合について準用する。

（都市利便増進協定の認定基準）

第75条　市町村長は、前条第1項の認定（以下「協定の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

(1)　土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。

(2)　都市利便増進協定において定める前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第46条第13項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。

(3)　都市利便増進協定において定める前条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。

(4)　都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1683

担当部署:　建設課

処分の概要	開発行為の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第29条第1項の適用)
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第29条の規定による。

(開発行為の許可)

第29条　都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(1)　市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの

(2)　市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの

(3)　駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

(4)　都市計画事業の施行として行う開発行為

(5)　土地区画整理事業の施行として行う開発行為

(6)　市街地再開発事業の施行として行う開発行為

(7)　住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

(8)　防災街区整備事業の施行として行う開発行為

(9)　公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行う開発行為

(10)　非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

(11)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2　都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(1)　農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

(2)　前項第3号、第4号及び第9号から第11号までに掲げる開発行為

3　開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第1項第1号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年　　月　　日

ID:　1684

担当部署:　建設課

処分の概要	開発行為の変更許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第35条の2第1項の適用)
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第35条の2第1項の規定による。

(変更の許可等)

第35条の2　開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　1685

担当部署:　建設課

処分の概要	工事完了の検査(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第36条第2項の適用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第36条第1項及び第2項の規定による。

(工事完了の検査)

第36条　開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1686

担当部署:　建設課

処分の概要	開発許可を受けた開発区域内の土地における公告前の建築物の建築等の特例承認（第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第37条ただし書の適用）
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第37条の規定による。

（建築制限等）

第37条　開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の1に該当するときは、この限りでない。

(1)　当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。

(2)　第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1687

担当部署:　建設課

処分の概要	建築物の建ぺい率等の指定の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第41条第2項ただし書の適用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第41条の規定による。

(建築物の建ぺい率等の指定)

第41条　都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建ぺい率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。

2　前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1688

担当部署:　建設課

処分の概要	開発許可を受けた土地における建築等の特例許可（第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第42条第1項ただし書の適用）
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第42条の規定による。

（開発許可を受けた土地における建築等の制限）

第42条　何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第36条第3項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第88条第2項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。

2　国が行なう行為については、当該国の機関と都道府県知事との協議が成立することをもつて、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1689

担当部署:　建設課

処分の概要	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第43条第1項の適用)
法　令　名 根 拠 条 項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第43条の規定による。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

第43条　何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

(1)　都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(3)　仮設建築物の新築

(4)　第29条第1項第9号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(5)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2　前項の規定による許可の基準は、第33条及び第34条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。

3　国又は都道府県等が行う第1項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1690

担当部署:　建設課

処分の概要	開発許可に基づく地位の承継の承認（第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第45条の適用）
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法　第93条第1項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

適用する都市計画法第45条の規定による。

第45条　開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　1691

担当部署:　建設課

処分の概要	跡地等管理協定の締結の認可及び変更認可
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法　第111条第4項(第113条において準用する場合を含む。)
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

法第111条及び第112条の規定による。

(跡地等管理協定の締結等)

第111条　市町村又は都市再生推進法人等(第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第68条第1項の規定により指定された緑地管理機構(第115条第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地管理機構」という。)又は景観法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構(第116条第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)をいう。以下同じ。)は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内の跡地等(緑地管理機構にあっては都市緑地法第3条第1項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域内にあるものに限る。)を適正に管理するため、当該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定(以下「跡地等管理協定」という。)を締結して、当該跡地等の管理を行うことができる。

(1)　跡地等管理協定の目的となる跡地等(以下この条において「協定跡地等」という。)

(2)　協定跡地等の管理の方法に関する事項

(3)　協定跡地等の管理に必要な施設の整備に関する事項

(4)　跡地等管理協定の有効期間

(5)　跡地等管理協定に違反した場合の措置

2　跡地等管理協定については、協定跡地等の所有者等の全員の合意がなければならない。

3　跡地等管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

(1)　立地適正化計画に記載された第81条第8項に規定する事項に適合するものであること。

(2)　協定跡地等の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4　都市再生推進法人等が跡地等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

(跡地等管理協定の認可)

第112条　市町村長は、前条第4項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

1　申請手続が法令に違反しないこと。

2　跡地等管理協定の内容が、前条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1304

担当部署:　建設課

処分の概要	都市再生推進法人の指定
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法　第118条第1項
法令番号	平成14年法律第22号

【基準】

法第118条第1項の規定による。

（都市再生推進法人の指定）

第118条　市町村長は、特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって政令で定める要件に該当するものであって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　5083

担当部署:　建設課

処分の概要	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可
法　令　名 根拠条項	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律　第21条第1項
法令番号	平成4年法律第76号

【基準】

法第21条の規定による。

（建築行為等の制限等）

第21条　拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。

(1)　土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ　主として第19条第1項第1号に規定する業務施設の建設の用に供する目的で行う2ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該拠点整備促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

ロ　次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ　次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更

(2)　建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ　前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ　自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

(1)　階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

(2)　主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(3)　容易に移転し、又は除却することができること。

(4)　敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ　次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築

3　第1項の規定は、土地区画整理法第76条第1項各号に掲げる公告があった日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

4　都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、拠点整備促進区域内においては、適用しない。

5　第1項の許可には、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

6　都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

7　前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じよ

うとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

8　前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1599

担当部署:　建設課

処分の概要	流通業務地区内の規制施設の建設等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	流通業務市街地の整備に関する法律　第5条第1項ただし書
法 令 番 号	昭和41年法律第110号

【基準】

法第5条の規定による。

（流通業務地区内の規制）

第5条　何人も、流通業務地区においては、次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設を建設してはならず、また、施設を改築し、又はその用途を変更して次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設としてはならない。ただし、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。次条第1項及び第2項において「都道府県知事等」という。）が流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(1)　トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設

(2)　卸売市場

(3)　倉庫、野積場若しくは貯蔵槽（政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。）又は貯木場

(4)　上屋又は荷さばき場

(5)　道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗

(6)　前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所

(7)　金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割り、その他物資の流通の過程における簡易な加工の事業で政令で定めるものの用に供する工場

(8)　製氷又は冷凍の事業の用に供する工場

(9)　前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫

(10)　自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場

(11)　前各号に掲げるもののほか、流通業務地区の機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの

2　公共施設又は国土交通省令で定める公益的施設の建設及び改築並びに流通業務地区に関する都市計画が定められた際すでに着手していた建設及び改築については、前項の規定は、適用しない。

3　流通業務地区については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条及び第49条の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　285

担当部署:　建設課

処分の概要	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市公園法　第5条第2項
法 令 番 号	昭和31年法律第79号

【基準】

法第5条第1項及び第2項の規定による。

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第5条　第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

(1)　当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの

(2)　当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　286

担当部署:　建設課

処分の概要	都市公園の占用許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市公園法　第6条第1項
法 令 番 号	昭和31年法律第79号

【基準】

法第6条及び第7条の規定による。

(都市公園の占用の許可)

第6条　都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3　第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4　第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第7条　公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(1)　電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
(2)　水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
(3)　通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
(4)　郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
(5)　非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
(6)　競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
(7)　前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　287

担当部署:　建設課

処分の概要	都市公園の占用許可の変更
法　令　名 根 拠 条 項	都市公園法　第6条第3項
法 令 番 号	昭和31年法律第79号

【基準】

法第6条第1項の許可の基準と同様に法第6条及び第7条の規定による。

（都市公園の占用の許可）

第6条　都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3　第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4　第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第7条　公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(1)　電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
(2)　水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
(3)　通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
(4)　郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
(5)　非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
(6)　競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
(7)　前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　288

担当部署:　建設課

処分の概要	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可(第5条の準用)
法令名 根拠条項	都市公園法　第33条第4項
法令番号	昭和31年法律第79号

【基準】

準用する法第5条第1項及び第2項の規定による。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第5条　第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

(1)　当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの

(2)　当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　289

担当部署:　建設課

処分の概要	公園予定地の占用許可・変更の許可(第6条の準用)
法令名 根拠条項	都市公園法　第33条第4項
法令番号	昭和31年法律第79号

【基準】

準用する法第6条及び第7条の規定による。

(都市公園の占用の許可)

第6条　都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3　第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4　第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第7条　公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(1)　電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
(2)　水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
(3)　通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
(4)　郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
(5)　非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
(6)　競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
(7)　前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　375

担当部署:　建設課

処分の概要	景観地区内の建築物計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	景観法　第63条第1項
法 令 番 号	平成16年法律第110号

【基準】

法第62条、第63条第1項及び第2項の規定による。

（建築物の形態意匠の制限）

第62条　景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

（計画の認定）

第63条　景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。

2　市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

景観法運用指針（平成23年9月国土交通省・農林水産省・環境省）参照

標準処理期間	30日以内（法第63条第2項）

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　376

担当部署:　建設課

処分の概要	仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和存続の許可
法令名 根拠条項	景観法　第77条第3項
法令番号	平成16年法律第110号

【基準】

法第77条第3項及び第4項の規定による。

（仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和）

第77条

3　前2項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後3月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。

4　市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、その許可をすることができる。

景観法運用指針（平成23年9月国土交通省・農林水産省・環境省）参照

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　263

担当部署:　建設課

処分の概要	道路管理者以外の者が行う工事の承認
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第24条
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第24条の規定による。

(道路管理者以外の者の行う工事)

第24条　道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項若しくは第6項又は第19条から第22条の2までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

政令第3条

(道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)

第3条　法第24条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。

道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号)参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　264

担当部署:　建設課

処分の概要	道路の占用の許可
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第32条第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

第32条　道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(1)　電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

(2)　水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

(3)　鉄道、軌道その他これらに類する施設

(4)　歩廊、雪よけその他これらに類する施設

(5)　地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

(6)　露店、商品置場その他これらに類する施設

(7)　前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2　前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

(1)　道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

(2)　道路の占用の期間

(3)　道路の占用の場所

(4)　工作物、物件又は施設の構造

(5)　工事実施の方法

(6)　工事の時期

(7)　道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

第33条　道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2　次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(1)　前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

(2)　前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

(3)　前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的とし

ない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」について(平成11年7月26日)建設省道利第3号)参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　265

担当部署:　建設課

処分の概要	道路の占用の変更の許可
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第32条第3項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第32条第1項の道路の占用の許可と同様に法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

第32条　道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(1)　電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
(2)　水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
(3)　鉄道、軌道その他これらに類する施設
(4)　歩廊、雪よけその他これらに類する施設
(5)　地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
(6)　露店、商品置場その他これらに類する施設
(7)　前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2　前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

(1)　道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
(2)　道路の占用の期間
(3)　道路の占用の場所
(4)　工作物、物件又は施設の構造
(5)　工事実施の方法
(6)　工事の時期
(7)　道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

第33条　道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2　次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(1)　前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
(2)　前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
(3)　前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進

法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1713

担当部署:　建設課

処分の概要	入札占用計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第39条の5第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第39条の5の規定による。

（入札占用計画の認定）

第39条の5　道路管理者は、前条第5項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2　道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1714

担当部署:　建設課

処分の概要	入札占用計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第39条の6第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第39条の6の規定による。

（入札占用計画の変更等）

第39条の6　前条第1項の規定による認定を受けた者（次条において「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2　道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3　道路管理者は、第1項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第39条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当すると認めるときは、第1項の規定による認定をするものとする。

4　前条第2項の規定は、第1項の規定による変更の認定をした場合について準用する。

標準処理期間	15日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1715

担当部署:　建設課

処分の概要	占用入札を行つた場合における道路の占用の許可
法令名 根拠条項	道路法　第39条の7第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第39条の7の規定による。

(占用入札を行つた場合における道路の占用の許可)

第39条の7　認定計画提出者は、第39条の5第1項の規定による認定を受けた入札占用計画(前条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。)に従つて入札対象施設等を設置しなければならない。

2　道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

3　前項の規定による許可に係る第32条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、第32条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第39条の3第2項第2号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。

4　道路管理者が第2項の規定により第32条第1項又は第3項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第39条第2項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額(当該申し出た額が同項の条例(指定区間内の国道にあつては、同項の政令)で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額)とする。この場合において、同条第1項ただし書の規定は、適用しない。

5　第39条の5第1項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請をすることができない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　266

担当部署:　建設課

処分の概要	限度超過車両の通行許可
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第47条の2第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第47条の2第1項の規定による。

(限度超過車両の通行の許可等)

第47条の2　道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両(次条第1項及び第72条の2第1項において「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。

車両の通行の制限について(昭和53年12月1日建設省道交発第96号)

特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について(昭和53年12月1日建設省道交発第97号)参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　267

担当部署:　建設課

処分の概要	自動車専用道路との連結の許可
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第48条の5第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の5第1項及び第2項の規定による。

(連結許可等)

第48条の5　前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

2　自動車専用道路の道路管理者(次項及び第48条の7から第48条の10までにおいて単に「道路管理者」という。)は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第48条の3ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。

(1)　前条第1号に掲げる施設　当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。

(2)　前条第2号から第4号までに掲げる施設　政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

自動車専用道路への通路等の連結許可基準について(昭和39年10月13日建設省道発第407号)参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　268

担当部署:　建設課

処分の概要	自動車専用道路との連結の変更許可
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第48条の5第3項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の5第3項の規定による。

（連結許可等）

第48条の5

3　連結許可を受けた前条第2号から第4号までに掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　269

担当部署:　建設課

処分の概要	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	道路法　第91条第1項
法 令 番 号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第91条第1項の規定による。

（道路予定区域）

第91条　第18条第1項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第96条第5項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について（平成6年9月30日建設省道政発第49号）参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　270

担当部署:　建設課

処分の概要	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可(第32条第1項及び第3項の準用)
法令名 根拠条項	道路法　第91条第2項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

準用する法第32条第1項及び第3項と同様に法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

第32条　道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(1)　電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

(2)　水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

(3)　鉄道、軌道その他これらに類する施設

(4)　歩廊、雪よけその他これらに類する施設

(5)　地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

(6)　露店、商品置場その他これらに類する施設

(7)　前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2　前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

(1)　道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

(2)　道路の占用の期間

(3)　道路の占用の場所

(4)　工作物、物件又は施設の構造

(5)　工事実施の方法

(6)　工事の時期

(7)　道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

第33条　道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2　次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(1)　前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

(2)　前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　175

担当部署:　建設課

処分の概要	特殊車両の通行認定
法　令　名 根 拠 条 項	車両制限令　第12条
法 令 番 号	昭和36年政令第265号

【基準】

政令第12条の規定による。

（特殊な車両の特例）

第12条　幅、総重量、軸重又は輪荷重が第3条に規定する最高限度をこえず、かつ、第5条から第7条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第5条から第7条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従つて通行する場合に限る。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1340

担当部署:　建設課

処分の概要	沿道整備推進機構の指定
法　令　名 根 拠 条 項	幹線道路の沿道の整備に関する法律　第13条の2第1項
法 令 番 号	昭和55年法律第34号

【基準】

法第13条の2第1項の規定による。

（沿道整備推進機構の指定）

第13条の2　市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、沿道整備推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1639

担当部署:　建設課

処分の概要	集約都市開発事業計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律　第9条第1項
法 令 番 号	平成24年法律第84号

【基準】

法第9条及び第10条の規定による。

(集約都市開発事業計画の認定)

第9条　第7条第2項第2号イに掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画に係る計画区域内における病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物(以下「特定建築物」という。)及びその敷地の整備に関する事業(これと併せて整備する道路、公園その他の公共施設(次条第1項第3号において「特定公共施設」という。)の整備に関する事業を含む。)並びにこれに附帯する事業であって、都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するもの(以下「集約都市開発事業」という。)を施行しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該低炭素まちづくり計画に即して集約都市開発事業に関する計画(以下「集約都市開発事業計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2　集約都市開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　集約都市開発事業を施行する区域

(2)　集約都市開発事業の内容

(3)　集約都市開発事業の施行予定期間

(4)　集約都市開発事業の資金計画

(5)　集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果

(6)　その他国土交通省令で定める事項

(集約都市開発事業計画の認定基準等)

第10条　市町村長は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る集約都市開発事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

(1)　当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること。

(2)　集約都市開発事業計画(特定建築物の整備に係る部分に限る。次項から第4項まで及び第6項において同じ。)が第54条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(3)　当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において緑化その他の都市の低炭素化のための措置が講じられるものであること。

(4)　集約都市開発事業計画に記載された事項が当該集約都市開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(5)　当該集約都市開発事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2　建築主事を置かない市町村(その区域内において施行される集約都市開発事業により整備される特定建築物が政令で定める建築物である場合における建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村を含む。)の市町村長は、前項の認定をしようとするときは、当該認定に係る集約都市開発事業計画が同項第2号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3　前条第1項の規定による認定の申請をする者は、市町村長に対し、当該市町村長が当該申請に係る集約都市開発事業計画を建築主事に通知し、当該集約都市開発事業計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

4　前項の規定による申出を受けた市町村長は、速やかに、当該申出に係る集約都市開発事業計画を建築主事に通知しなければならない。

5　建築基準法第18条第3項及び第14項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場

合について準用する。
6　市町村長が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた集約都市開発事業計画は、同法第6条第1項の確認済証の交付があったものとみなす。
7　市町村長は、第5項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。
8　建築基準法第12条第8項及び第9項並びに第93条から第93条の3までの規定は、第5項において準用する同法第18条第3項及び第14項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。
9　集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第1項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第75条第1項又は第75条の2第1項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第75条第2項から第4項まで又は第75条の2第2項の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1640

担当部署:　建設課

処分の概要	集約都市開発事業計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律　第11条第1項
法 令 番 号	平成24年法律第84号

【基準】

法第11条の規定による。

（集約都市開発事業計画の変更）

第11条　前条第1項の認定を受けた者（以下「認定集約都市開発事業者」という。）は、当該認定を受けた集約都市開発事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の認定について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1641

担当部署:　建設課

処分の概要	地位の承継の承認
法　令　名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律　第13条
法 令 番 号	平成24年法律第84号

【基準】

法第13条の規定による。

（地位の承継）

第13条　認定集約都市開発事業者の一般承継人又は認定集約都市開発事業者から認定集約都市開発事業計画に係る第9条第2項第1号の区域内の土地の所有権その他当該認定集約都市開発事業の施行に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定集約都市開発事業者が有していた第10条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1644

担当部署:　建設課

処分の概要	特定緑地管理機構の指定
法　令　名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律　第46条第1項
法 令 番 号	平成24年法律第84号

【基準】

法第46条の規定による。

（特定緑地管理機構に係る指定等）

第46条　低炭素まちづくり計画に第7条第3項第4号ロに掲げる事項が記載されているときは、当該低炭素まちづくり計画を作成した市町村の長は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であって、都市緑地法第69条各号に掲げる業務（同条第1号に掲げる業務にあっては、当該市町村の区域内におけるものに限る。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定緑地管理機構として指定することができる。

2　前項の規定により指定された特定緑地管理機構については、都市緑地法第68条第1項の規定により指定された緑地管理機構とみなして、この法律及び都市緑地法の規定を適用する。この場合において、第38条第4項中「都道府県知事」とあるのは「第46条第1項の市町村（以下「特定市町村」という。）の長」と、第39条から第41条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「特定市町村の長」と、同条中「当該都道府県」とあるのは「当該特定市町村」と、同法第24条第5項中「都道府県知事」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第46条第1項の市町村（以下「特定市町村」という。）の長」と、同法第25条から第27条まで、第68条第2項から第4項まで、第71条及び第72条中「都道府県知事」とあるのは「特定市町村の長」と、同法第27条中「当該都道府県」とあるのは「当該特定市町村」と、同法第77条第3号中「第71条の規定による都道府県知事」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律第46条第2項の規定により読み替えて適用する第71条の規定による特定市町村の長」とする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1645

担当部署:　建設課

処分の概要	公共下水道等の排水施設からの下水の取水等及び変更の許可
法　令　名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律　第47条第1項及び第3項
法 令 番 号	平成24年法律第84号

【基準】

法第47条の規定による。

（公共下水道等の排水施設からの下水の取水等）

第47条　低炭素まちづくり計画に記載された第7条第3項第5号イに規定する事業の実施主体は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者等の許可を受けて、公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）に接続設備（公共下水道等の排水施設と第7条第3項第5号イに規定する設備とを接続する設備をいう。第7項において同じ。）を設け、当該接続設備により当該公共下水道等の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道等の排水施設に当該下水を流入させることができる。

2　公共下水道管理者等は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る事項が政令で定める基準を3酌して条例で定める技術上の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3　第1項の許可を受けた者（以下この条において「許可事業者」という。）は、当該許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、公共下水道管理者等の許可を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4　下水道法第33条の規定は、第1項又は前項の許可について準用する。

5　許可事業者は、第1項又は第3項の許可を受けて公共下水道等の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物（第7条第3項第5号イに規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。）を混入してはならない。

6　許可事業者については、下水道法第38条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項及び次項において「都市低炭素化法」という。）第7条第4項第1号に規定する公共下水道管理者等（以下この条において「公共下水道管理者等」という。）」と、「この法律の規定によつてした許可若しくは承認」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項若しくは第3項の許可」と、同項第1号中「この法律（第11条の3第1項及び第12条の9第1項（第25条の18第1項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例」とあるのは「都市低炭素化法第47条第3項又は第5項」と、同項第2号及び第3号並びに同条第2項中「この法律の規定による許可又は承認」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項又は第3項の許可」と、同項から同条第4項まで及び同条第6項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあり、並びに同条第3項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者」とあるのは「公共下水道管理者等」と、同条第2項第1号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項に規定する公共下水道等（次号及び第3号において「公共下水道等」という。）」と、同項第2号及び第3号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「公共下水道等」と読み替えるものとする。

7　許可事業者が公共下水道等の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第24条又は第25条の17の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1646

担当部署:　建設課

処分の概要	低炭素建築物新築等計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律　第53条第1項
法 令 番 号	平成24年法律第84号

【基準】

法第53条及び第54条の規定による。

（低炭素建築物新築等計画の認定）

第53条　市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下この項において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を作成し、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）の認定を申請することができる。

2　低炭素建築物新築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　建築物の位置

(2)　建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積

(3)　低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

(4)　その他国土交通省令で定める事項

（低炭素建築物新築等計画の認定基準等）

第54条　所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

(1)　当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条第1項に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。

(2)　低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

(3)　前条第2項第3号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

2　前条第1項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3　前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知しなければならない。

4　建築基準法第18条第3項及び第14項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5　所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第6条第1項の確認済証の交付があったものとみなす。

6　所管行政庁は、第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。

7　建築基準法第12条第8項及び第9項並びに第93条から第93条の3までの規定は、第4項において準用する同法第18条第3項及び第14項の規定による確認済証及び通知書の交付について準

用する。

8　低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第1項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項又は第75条の2第1項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第75条第2項から第4項まで又は第75条の2第2項の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1647

担当部署:　建設課

処分の概要	低炭素建築物新築等計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律　第55条第1項
法 令 番 号	平成24年法律第84号

【基準】

法第55条の規定による。

（低炭素建築物新築等計画の変更）

第55条　前条第1項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の認定について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5

担当部署:　建設課

処分の概要	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第20条
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第20条の規定による。

(河川管理者以外の者の施行する工事等)

第20条　河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

政令第12条

(河川管理者以外の者の施行する工事等で承認を要しないもの)

第12条　法第20条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持とする。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

1　第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等の承認)

(1)審査基準

河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で承認することができる。

ア　工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。

イ　河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。

ウ　周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。

標準処理期間	10日(通知による。)

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　6

担当部署:　建設課

処分の概要	流水占用の許可
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第23条
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第23条の規定による。

(流水の占用の許可)

第23条　河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

2　第23条(流水の占用の許可)

(1)審査基準

河川の流水の占用並びにこれに関する第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア　水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。

イ　申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。

ウ　河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。

エ　流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、水利使用により治水その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。

オ　新規の場合は、新たな水源措置が講じられていること(慣行水利権を法定化する場合及び取水量と同量を河川に放流する場合を除く　。)

標準処理期間	新規16日(県土整備事務所経由日数9日)更新13日(県土整備事務所経由日数6日)(通知による。)
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1661

担当部署:　建設課

処分の概要	流水の占用の登録
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第23条の2
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第23条の2、第23条の3及び第23条の4の規定による。

（流水の占用の登録）

第23条の2　前条の許可を受けた水利使用（流水の占用又は第26条第1項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

（登録の実施）

第23条の3　河川管理者は、前条の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、政令で定める事項を第12条第2項の水利台帳に登録しなければならない。

（登録の拒否）

第23条の4　河川管理者は、第23条の2の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

(1)　申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者であるとき。

(2)　申請者が第75条第1項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。

(3)　申請者が法人又は団体であつて、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。

(4)　第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占用について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　7

担当部署:　建設課

処分の概要	土地占用の許可
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第24条
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第24条の規定による。

（土地の占用の許可）

第24条　河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について（平成13年3月30日河第866号各土木事務所（支所）長あて河川課長通知）による。（埼玉県資料）

3　第24条（土地の占用の許可）

(1)審査基準

河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては　「河川敷地占用許可準則　（平成17年3月28日付け国土交通事務次官通達）を基準として審査した上で」許可することができる。

標準処理期間	新規18日・更新7日（通知による。）

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　8

担当部署:　建設課

処分の概要	土石等の採取の許可
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第25条
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第25条の規定による。

(土石等の採取の許可)

第25条　河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

4　第25条(土石等の採取の許可)

(1)審査基準

河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア　河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい障害が生じるものではないこと。

イ　申請者の事業計画が妥当であるとともに、土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

ウ　砂利等の採取については　「砂利等採取許可準則」　(昭和41年6月1日付け建設事務次官通達)を基準とすること。

エ　竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜、芝草、その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。

標準処理期間	10日(通知による。)

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　9

担当部署:　建設課

処分の概要	工作物の新築等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第26条第1項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第26条第1項の規定による。

（工作物の新築等の許可）

第26条　河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について（平成13年3月30日河第866号各土木事務所（支所）長あて河川課長通知）による。（埼玉県資料）

5　第26条第1項（工作物の新築等の許可）

(1)審査基準

河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア　治水上及び利水上の支障を生じるおそれがないこと。

この場合において、治水上及び利水上の支障の有無を検討するに当たっては、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形・地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。

(ア)工作物の一般的な技術基準「河川管理施設等構造令　」（平成12年6月7日政令第312号）

(イ)工作物の設置基準「工作物設置許可基準　」（平成10年6月19日付け建設省河川局治水課長通達）

イ　社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。

ウ　河川の利用の実態からみて、工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。

エ　工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

標準処理期間	10日（法第24条の許可を伴う場合は18日）（通知による。）

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　10

担当部署:　建設課

処分の概要	土地の掘削等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第27条第1項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第27条第1項の規定による。

（土地の掘削等の許可）

第27条　河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について（平成13年3月30日河第866号各土木事務所（支所）長あて河川課長通知）による。（埼玉県資料）

6　第27条第1項（土地の掘削等の許可）

(1)審査基準

河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア　掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。

イ　土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

標準処理期間	10日（法第24条の許可を伴う場合は18日）（通知による。）

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　11

担当部署:　建設課

処分の概要	竹木の流送の許可等
法令名 根拠条項	河川法　第100条において準用する第28条
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第28条の規定による。

（竹木の流送等の禁止、制限又は許可）

第28条　河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について（平成13年3月30日河第866号各土木事務所（支所）長あて河川課長通知）による。（埼玉県資料）

7　第28条（竹木の流送等の禁止、制限又は許可）

(1)審査基準

竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	未設定（通知による。）

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　12

担当部署:　建設課

処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第29条第1項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第29条第1項の規定による。

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）

第29条　第23条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について（平成13年3月30日河第866号各土木事務所（支所）長あて河川課長通知）による。（埼玉県資料）

8　第29条第1項（河川管理上支障のある行為の許可）

(1)審査基準

第29条第1項の規定に基づく河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア　河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合

(ア)人体や生物に有害でないこと。

(イ)流水を著しく汚濁するおそれがないこと。

イ　河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合

(ア)相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。

(イ)河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。

標準処理期間	未設定（通知による。）

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　13

担当部署:　建設課

処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等(2級河川)
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第29条第2項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第29条第2項の規定による。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第29条

2　2級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

8　第29条第1項(河川管理上支障のある行為の許可)

(1)審査基準

第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア　河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合

(ア)人体や生物に有害でないこと。

(イ)流水を著しく汚濁するおそれがないこと。

イ　河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合

(ア)相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。

(イ)河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。

標準処理期間	未設定(通知による。)

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　14

担当部署:　建設課

処分の概要	許可工作物の完成検査
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第30条第1項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第30条第1項の規定による。

(許可工作物の使用制限)

第30条　第26条第1項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

9　第30条第1項(許可工作物の完成検査)

(1)審査基準

完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模、その他の第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させる。なお、第44条第1項のダムについては　「ダム検査規程　(昭和43年建設省訓令第2号)を標準とすること。

標準処理期間	未設定(通知による。)

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　15
担当部署:　建設課

処分の概要	許可工作物の完成前の使用の承認
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第30条第2項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第30条第2項の規定による。
（許可工作物の使用制限）
第30条
2　前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について（平成13年3月30日河第866号各土木事務所（支所）長あて河川課長通知）による。（埼玉県資料）

10 第30条第2項（完成前の許可工作物の一部使用の承認）
(1)審査基準
完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施行方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができる。
ア　使用をしようとする部分について、第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、検査に合格したものであること。
イ　一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。
ウ　一部使用しようとする目的が、工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。

標準処理期間	未設定（通知による。）
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　16

担当部署:　建設課

処分の概要	権利譲渡の承認
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第34条第1項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第34条第1項の規定による。

（権利の譲渡）

第34条　第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2　前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について（平成13年3月30日河第866号各土木事務所（支所）長あて河川課長通知）による。（埼玉県資料）

11 第34条第1項（権利の譲渡の承認）

(1)審査基準

第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができる。

ア　譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。

イ　申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

標準処理期間	6日（通知による。）

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　17

担当部署:　建設課

処分の概要	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定
法令名 根拠条項	河川法　第100条において準用する第43条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第43条第1項の規定による。

（流水の貯留又は取水の制限）

第43条　水利使用の許可を受けた者は、第39条の申出をした関係河川使用者に係る前条第1項の協議又は同条第2項の裁定に係る損失を補償した後（損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後）でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第39条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　18

担当部署:　建設課

処分の概要	ダム操作規程の承認
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第47条第1項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第47条第1項及び第2項の規定による。

（ダムの操作規程）

第47条　ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　19

担当部署:　建設課

処分の概要	渇水時における水利使用の特例の承認
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第53条の2第1項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第53条の2第1項の規定による。

（渇水時における水利使用の特例）

第53条の2　水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

河川法の一部を改正する法律等の運用について

（平成10年1月23日建設省河政発第5号・建設省河計発第3号・建設省河環発第4号・建設省河治発第2号・建設省河開発第5号）による。

2)　水利使用の特例の承認について

河川管理者は、次の各号に掲げる事項が満たされる場合には、直ちに法第53条の2第1項の承認を行うこと。

イ　水利使用の特例を受けようとする水利使用者が申請に係る水利使用の特例に同意していること。

ロ　水利使用の特例の期間が異常渇水時に限ったものであること。

ハ　水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利使用者が受けた法第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。

ニ　水利使用の特例に係る水量が、水利使用の特例を受けようとする水利使用者が取水を困難としている量の範囲内であること。

標準処理期間	審査基準を満たしている場合には直ちに承認（通知による。）

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　20

担当部署:　建設課

処分の概要	河川保全区域内の行為の許可
法令名 根拠条項	河川法　第100条において準用する第55条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第55条第1項の規定による。

（河川保全区域における行為の制限）

第55条　河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

(1)　土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

(2)　工作物の新築又は改築

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について（平成13年3月30日河第866号各土木事務所（支所）長あて河川課長通知）による。（埼玉県資料）

12 第55条第1項（河川保全区域における行為の許可）

(1)審査基準

河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	10日（通知による。）

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　21

担当部署:　建設課

処分の概要	河川予定地内の行為の許可
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第57条第1項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第57条第1項の規定による。

（河川予定地における行為の制限）

第57条　河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

(1)　土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

(2)　工作物の新築又は改築

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について（平成13年3月30日河第866号各土木事務所（支所）長あて河川課長通知）による。（埼玉県資料）

13 第57条第1項（河川予定地における行為の許可）

(1)審査基準

河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	10日（通知による。）

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　477

担当部署:　建設課

処分の概要	河川保全立体区域における行為の許可
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第58条の4第1項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第58条の4第1項の規定による。

（河川保全立体区域における行為の制限）

第58条の4　河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

(1)　土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

(2)　工作物の新築、改築又は除却

(3)　載荷重が1平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について（平成13年3月30日河第866号各土木事務所（支所）長あて河川課長通知）による。（埼玉県資料）

14 第58条の4第1項（河川保全立体区域における行為の許可）

(1)審査基準

河川保全立体区域における許可を行うに当たっては、河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	10日（通知による。）

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　478

担当部署:　建設課

処分の概要	河川予定立体区域における行為の許可
法令名 根拠条項	河川法　第100条において準用する第58条の6第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第58条の6第1項の規定による。

（河川予定立体区域における行為の制限）

第58条の6　河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

(1)　土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為

(2)　工作物の新築又は改築

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について（平成13年3月30日河第866号各土木事務所（支所）長あて河川課長通知）による。（埼玉県資料）

15 第58条の6第1項（河川予定立体区域における行為の許可）

(1)審査基準

河川予定立体区域における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	10日（通知による。）

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1651

担当部署:　建設課

処分の概要	河川協力団体の指定
法　令　名 根 拠 条 項	河川法　第100条において準用する第58条の8第1項
法 令 番 号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第58条の8第1項及び省令第33条の8の規定による。

（河川協力団体の指定）

第58条の8　河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。

（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第33条の8　法第58条の8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5102

担当部署:　建設課

処分の概要	被災市街地復興推進地域内の土地の形質の変更又は建築物の新築等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	被災市街地復興特別措置法　第7条第1項
法 令 番 号	平成7年法律第14号

【基準】

法第7条の規定による。

（建築行為等の制限等）

第7条　被災市街地復興推進地域内において、第5条第2項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害（第5条第1項第1号の災害を含む。）のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。

(1)　土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ　被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する0・5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの

ロ　次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ　次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更

(2)　建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ　前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ　自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

(1)　階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

(2)　主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(3)　容易に移転し、又は除却することができること。

(4)　敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ　次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築

3　第1項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。

(1)　都市計画法第4条第5項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示（以下この号から第5号までにおいて単に「告示」という。）　当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域

(2)　都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示　当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められた区域

(3)　都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示　当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域

(4)　土地区画整理法第76条第1項第1号から第3号までに掲げる公告　当該公告に係る同法第2条第4項に規定する施行地区
(5)　都市再開発法第60条第2項第1号に掲げる公告　当該公告に係る同法第2条第3号に規定する施行地区
(6)　市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの　当該公告、告示等に係る区域

4　第1項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

5　都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

6　前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7　前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　44

担当部署:　建設課

処分の概要	国宝等に指定された建築物の再現に際しての適用除外の認定
法令名 根拠条項	建築基準法　第3条第1項第4号
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第3条第1項第4号の規定による。

（適用の除外）

第3条第1項

(4)　第1号若しくは第2号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

標準処理期間	認定30日・許可60日（通知による。）

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　45

担当部署:　建設課

処分の概要	建築確認
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第6条第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第6条第1項の規定による。

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第6条　建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

(1)　別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

(2)　木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの

(3)　木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの

(4)　前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

標準処理期間	35日（第6条第1項第1号～第3号の建築物）・7日（第6条第1項第4号の建築物）（法第6条第4項根拠）

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　48

担当部署:　建設課

処分の概要	完了検査
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第7条第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第7条第1項の規定による。

（建築物に関する完了検査）

第7条　建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

省令第4条

（完了検査申請書の様式）

第4条　法第7条第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。）は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

(1)　当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。第4条の8第1項第1号並びに第4条の16第1項及び第2項において同じ。）

(2)　法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）

(3)　都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写し

(4)　直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類

(5)　その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類

(6)　代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状

2　法第7条第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第4条の8第2項並びに第4条の16第1項及び第2項において「直前の確認」という。）を受けた建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

標準処理期間	受理した日から7日以内（法第7条第4項）

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　46

担当部署:　建設課

処分の概要	中間検査
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第7条の3第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第7条の3第1項の規定による。

(建築物に関する中間検査)

第7条の3　建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

(1)　階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程

(2)　前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限つて指定する工程

省令第4条の8

(中間検査申請書の様式)

第4条の8　法第7条の3第1項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の10において「中間検査申請書」という。)は、別記第26号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

(1)　当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類

(2)　法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(既に中間検査を受けている建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)

(3)　直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類

(4)　その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類

(5)　代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状

2　法第7条の3第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

省令第4条の3

(申請できないやむを得ない理由)

第4条の3　法第7条第2項ただし書(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第7条の3第2項ただし書(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

標準処理期間	受理した日から4日以内(法第7条の3第4項)
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　47

担当部署:　建設課

処分の概要	仮使用の承認
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第7条の6第1項第1号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第7条の6第1項第1号の規定による。

（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）

第7条の6

(1)　特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。

申請手続は、省令第4条の16の規定による。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　49

担当部署:　建設課

処分の概要	道の位置の指定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第42条第1項第5号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第42条第1項第5号の規定による。

（道路の定義）

第42条

(5)　土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

政令第144条の4

（道に関する基準）

第144条の4　法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの1に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ　延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

ロ　終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ　延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ　幅員が6メートル以上の場合

ホ　イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

(2)　道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

(3)　砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

(4)　縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

(5)　道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2　地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3　地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　50

担当部署:　建設課

処分の概要	建築物の敷地と道路との関係の建築許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第43条第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第43条第1項の規定による。

(敷地等と道路との関係)

第43条　建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

(1)　自動車のみの交通の用に供する道路

(2)　高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの(第44条第1項第3号において「特定高架道路等」という。)で、地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。同号において同じ。)内のもの

省令第10条の2の2

(敷地と道路との関係の特例の基準)

第10条の2の2　法第43条第1項ただし書の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1)　その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。

(2)　その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4メートル以上のものに限る。)に2メートル以上接すること。

(3)　その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接すること。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　51

担当部署:　建設課

処分の概要	公衆便所等の道路内における建築許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第44条第1項第2号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第44条第1項第2号の規定による。

（道路内の建築制限）

第44条

(2)　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　52

担当部署:　建設課

処分の概要	道路内における建築認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第44条第1項第3号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第44条第1項第3号の規定による。

（道路内の建築制限）

第44条

(3)　地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

政令第145条第1項

（道路内に建築することができる建築物に関する基準等）

第145条　法第44条第1項第3号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1)　主要構造部が耐火構造であること。

(2)　耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。

イ　第112条第14項第1号イ及びロ並びに第2号ロに掲げる要件を満たしていること。

ロ　閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

(3)　道路の上空に設けられる建築物にあつては、屋外に面する部分に、ガラス（網入りガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　53

担当部署:　建設課

処分の概要	公共用歩廊等の道路内における建築許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第44条第1項第4号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第44条第1項第4号の規定による。

（道路内の建築制限）

第44条

(4)　公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

政令第145条第2項及び第3項

（道路内に建築することができる建築物に関する基準等）

第145条

2　法第44条第1項第4号の規定により政令で定める建築物は、道路（高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。）、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供するものを除く。）の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動車のみの交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所及び自動車修理所（高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。）とする。

(1)　学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの

(2)　建築物の5階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの

(3)　多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの

3　前項の建築物のうち、道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)　構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。

(2)　屋外に面する部分には、ガラス（網入ガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。

(3)　道路の上空に設けられる建築物が渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物である場合においては、その側面には、床面からの高さが1.5メートル以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが1.5メートル以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　54

担当部署:　建設課

処分の概要	壁面線を超える歩廊の柱等の建築の許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第47条
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第47条の規定による。

（壁面線による建築制限）

第47条　建築物の壁若しくはこれに代る柱又は高さ2メートルをこえる門若しくはへいは、壁面線を越えて建築してはならない。ただし、地盤面下の部分又は特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した歩廊の柱その他これに類するものについては、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　55

担当部署:　建設課

処分の概要	用途地域の特例許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第48条
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第48条の規定による。

(用途地域等)

第48条　第1種低層住居専用地域内においては、別表第2(い)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第1種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2　第2種低層住居専用地域内においては、別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第2種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

3　第1種中高層住居専用地域内においては、別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第1種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

4　第2種中高層住居専用地域内においては、別表第2(に)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第2種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

5　第1種住居地域内においては、別表第2(ほ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第1種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

6　第2種住居地域内においては、別表第2(へ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第2種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

7　準住居地域内においては、別表第2(と)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

8　近隣商業地域内においては、別表第2(ち)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

9　商業地域内においては、別表第2(り)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

10　準工業地域内においては、別表第2(ぬ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

11　工業地域内においては、別表第2(る)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。

12　工業専用地域内においては、別表第2(を)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

13　第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、

準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)の指定のない区域(都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。)内においては、別表第2(わ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

14　特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、前各項のただし書の規定による許可を受けた建築物の増築、改築又は移転(これらのうち、政令で定める場合に限る。)について許可をする場合においては、この限りでない。

15　特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　56

担当部署:　建設課

処分の概要	特殊建築物の位置の許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第51条
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第51条の規定による。

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第51条　都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　57

担当部署:　建設課

処分の概要	計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第52条第10項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第52条第10項の規定による。

（容積率）

第52条

10　建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（第42条第1項第4号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第2項の前面道路とみなして、同項から第7項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　58

担当部署:　建設課

処分の概要	壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第52条第11項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第52条第11項の規定による。

（容積率）

第52条

11　前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第2項から第7項まで及び第9項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

(1)　当該建築物がある街区内における土地利用の状況等からみて、その街区内において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。

(2)　交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　59

担当部署:　建設課

処分の概要	機械室等に関する建築物の延べ面積の例外許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第52条第14項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第52条第14項の規定による。

（容積率）

第52条

14　次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第1項から第9項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

(1)　同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物

(2)　その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　60

担当部署:　建設課

処分の概要	建築物の建築面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第53条第5項第3号
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第53条第5項第3号の規定による。

（建ぺい率）

第53条

5　前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1)　第1項第2号から第4号までの規定により建ぺい率の限度が10分の8とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物

(2)　巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの

(3)　公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　61

担当部署:　建設課

処分の概要	建築物の敷地面積の最低限度の例外許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第53条の2第1項第3号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第53条の2第1項第3号の規定による。

（建築物の敷地面積）

第53条の2　建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。

(1)　前条第5項第1号に掲げる建築物

(2)　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの

(3)　その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

(4)　特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　62

担当部署:　建設課

処分の概要	建築物の敷地面積の最低限度の例外許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第53条の2第1項第4号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第53条の2第1項第4号の規定による。

（建築物の敷地面積）

第53条の2　建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。

(1)　前条第5項第1号に掲げる建築物

(2)　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの

(3)　その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

(4)　特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　63

担当部署:　建設課

処分の概要	高さ制限の例外認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第55条第2項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第55条第2項の規定による。

（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度）

第55条　第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、建築物の高さは、10メートル又は12メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2　前項の都市計画において建築物の高さの限度が10メートルと定められた第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、12メートルとする。

政令第130条の10

（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの制限の緩和に係る敷地内の空地等）

第130条の10　法第55条第2項の規定により政令で定める空地は、法第53条の規定により建ぺい率の最高限度が定められている場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が1から当該最高限度を減じた数値に10分の1を加えた数値以上であるものとし、同条の規定により建ぺい率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が10分の1以上であるものとする。

2　法第55条第2項の規定により政令で定める規模は、1,500平方メートルとする。ただし、特定行政庁は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況によりこれによることが不適当であると認める場合においては、規則で、750平方メートル以上1,500平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　64

担当部署:　建設課

処分の概要	高さ制限の例外許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第55条第3項第1号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第55条第3項第1号の規定による。

（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度）

第55条　第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、建築物の高さは、10メートル又は12メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2　前項の都市計画において建築物の高さの限度が10メートルと定められた第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、12メートルとする。

3　前2項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。

(1)　その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの

(2)　学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　65

担当部署:　建設課

処分の概要	高さ制限の例外許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第55条第3項第2号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第55条第3項第2号の規定による。

（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度）

第55条　第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、建築物の高さは、10メートル又は12メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2　前項の都市計画において建築物の高さの限度が10メートルと定められた第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、12メートルとする。

3　前2項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。

(1)　その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの

(2)　学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　66

担当部署:　建設課

処分の概要	日影規制の例外許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第56条の2第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第56条の2第1項の規定による。

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第56条の2　別表第4(い)欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域(以下この条において「対象区域」という。)内にある同表(ろ)欄の当該各項(4の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあつては、午前9時から午後3時まで)の間において、それぞれ、同表(は)欄の各項(4の項にあつては、同項イ又はロ)に掲げる平均地盤面からの高さ(2の項及び3の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)の水平面(対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において、同表(に)欄の(1)、(2)又は(3)の号(同表の3の項にあつては、(1)又は(2)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　67

担当部署:　建設課

処分の概要	高架の工作物内の建築物の高さ制限の例外認定
法令名 根拠条項	建築基準法　第57条第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第57条第1項の規定による。

（高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和）

第57条　高架の工作物内に設ける建築物で特定行政庁が周囲の状況により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、前3条の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　68

担当部署:　建設課

処分の概要	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第57条の2第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第57条の2第1項の規定による。

（特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例）

第57条の2　特例容積率適用地区内の2以上の敷地（建築物の敷地となるべき土地及び当該特例容積率適用地区の内外にわたる敷地であつてその過半が当該特例容積率適用地区に属するものを含む。以下この項において同じ。）に係る土地について所有権若しくは建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者又はこれらの者の同意を得た者は、1人で、又は数人が共同して、特定行政庁に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該2以上の敷地（以下この条及び次条において「特例敷地」という。）のそれぞれに適用される特別の容積率（以下この条及び第60条の2第4項において「特例容積率」という。）の限度の指定を申請することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　69

担当部署:　建設課

処分の概要	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の取消申請
法令名 根拠条項	建築基準法　第57条の3第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第57条の3第1項及び第2項の規定による。

（指定の取消し）

第57条の3　前条第4項の規定により公告された特例敷地である土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、同条第3項の指定の取消しを特定行政庁に申請することができる。この場合においては、あらかじめ、当該特例敷地について政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。

2　前項の規定による申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の建築物の計画上の容積率が第52条第1項から第9項までの規定による限度以下であるとき、その他当該建築物の構造が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る指定を取り消すものとする。

政令第135条の23

（特例容積率の限度の指定の取消しの申請について同意を得るべき利害関係者）

第135条の23　法第57条の3第1項の政令で定める利害関係を有する者は、前条に規定する者（所有権又は借地権を有する者を除く。）とする。

政令第135条の22

（特例容積率の限度の指定の申請について同意を得るべき利害関係者）

第135条の22　法第57条の2第2項の政令で定める利害関係を有する者は、所有権、対抗要件を備えた借地権（同条第1項に規定する借地権をいう。次条において同じ。）又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　70

担当部署:　建設課

処分の概要	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の例外許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第57条の4第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第57条の4第1項の規定による。

（特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度）

第57条の4　特例容積率適用地区内においては、建築物の高さは、特例容積率適用地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　71

担当部署:　建設課

処分の概要	高層住居誘導地区内の敷地規模規制の例外許可(第53条の2第1項第3号の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第57条の5第3項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第53条の2第1項第3号の規定による。

(建築物の敷地面積)

第53条の2　建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。

(1)　前条第5項第1号に掲げる建築物

(2)　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの

(3)　その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

(4)　特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　479

担当部署:　建設課

処分の概要	高層住居誘導地区内の敷地規模規制の例外許可(第53条の2第1項第4号の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第57条の5第3項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第53条の2第1項第4号の規定による。

(建築物の敷地面積)

第53条の2　建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。

(1)　前条第5項第1号に掲げる建築物

(2)　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの

(3)　その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

(4)　特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　72

担当部署:　建設課

処分の概要	高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第59条第1項第3号
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第59条第1項第3号の規定による。

（高度利用地区）

第59条　高度利用地区内においては、建築物の容積率及び建ぺい率並びに建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）は、高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

(1)　主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロツク造その他これらに類する構造であつて、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの

(2)　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

(3)　学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　74

担当部署:　建設課

処分の概要	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第59条第4項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第59条第4項の規定による。

（高度利用地区）

第59条

4　高度利用地区内においては、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第56条第1項第1号及び第2項から第4項までの規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　75

担当部署:　建設課

処分の概要	敷地内に広い空地を有する建築物の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第59条の2第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第59条の2第1項の規定による。

（敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例）

第59条の2　その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第52条第1項から第9項まで、第55条第1項、第56条又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　76

担当部署:　建設課

処分の概要	都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、面積及び高さについて都市計画内容との適合の例外許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第60条の2第1項第3号
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第60条の2第1項第3号の規定による。

（都市再生特別地区）

第60条の2　都市再生特別地区内においては、建築物の容積率及び建ぺい率、建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）並びに建築物の高さは、都市再生特別地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

(1)　主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの

(2)　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

(3)　学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　77

担当部署:　建設課

処分の概要	都市再生特別地区における計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可（第52条第10項の準用）
法令名 根拠条項	建築基準法　第60条の2第4項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第52条第10項の規定による。

（容積率）

第52条

10　建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（第42条第1項第4号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第2項の前面道路とみなして、同項から第7項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　78

担当部署:　建設課

処分の概要	都市再生特別地区における壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第11項の準用)
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第60条の2第4項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第52条第11項の規定による。

(容積率)

第52条

11　前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第2項から第7項まで及び第9項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

(1)　当該建築物がある街区内における土地利用の状況等からみて、その街区内において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。

(2)　交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　79

担当部署:　建設課

処分の概要	都市再生特別地区における機械室等に関する建築物の延べ面積の例外許可（第52条第14項の準用）
法令名 根拠条項	建築基準法　第60条の2第4項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第52条第14項の規定による。

（容積率）

第52条

14　次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第1項から第9項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

(1)　同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物

(2)　その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　80

担当部署:　建設課

処分の概要	都市再生特別地区における日影規制の例外許可(第56条の2の準用)
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第60条の2第6項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第56条の2第1項の規定による。

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第56条の2　別表第4(い)欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域(以下この条において「対象区域」という。)内にある同表(ろ)欄の当該各項(4の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあつては、午前9時から午後3時まで)の間において、それぞれ、同表(は)欄の各項(4の項にあつては、同項イ又はロ)に掲げる平均地盤面からの高さ(2の項及び3の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)の水平面(対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において、同表(に)欄の(1)、(2)又は(3)の号(同表の3の項にあつては、(1)又は(2)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　81

担当部署:　建設課

処分の概要	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度の例外許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第67条の3第3項第2号
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第67条の3第3項第2号の規定による。

（特定防災街区整備地区）

第67条の3

3　特定防災街区整備地区内においては、建築物の敷地面積は、特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた建築物の敷地面積の最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。

(1)　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの

(2)　特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　82

担当部署:　建設課

処分の概要	特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置制限の例外許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第67条の3第5項第2号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第67条の3第5項第2号の規定による。

（特定防災街区整備地区）

第67条の3

5　特定防災街区整備地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、特定防災街区整備地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

(1)　第3項第1号に掲げる建築物

(2)　学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　83

担当部署:　建設課

処分の概要	特定防災街区整備地区における防災都市計画施設に接する建築物の間口率及び高さの最低限度の例外許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第67条の3第9項第2号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第67条の3第9項第2号の規定による。

（特定防災街区整備地区）

第67条の3

9　前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1)　第3項第1号に掲げる建築物

(2)　学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　84

担当部署:　建設課

処分の概要	景観地区における建築物の高さ制限の例外許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第68条第1項第2号
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条第1項第2号の規定による。

第68条　景観地区内においては、建築物の高さは、景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められたときは、当該最高限度以下又は当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

(1)　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

(2)　特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　85

担当部署:　建設課

処分の概要	景観地区における建築物の壁面の位置制限の例外許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第68条第2項第2号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条第2項第2号の規定による。

第68条

2　景観地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

(1)　前項第1号に掲げる建築物

(2)　学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　86

担当部署:　建設課

処分の概要	景観地区における建築物の敷地面積の例外許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第68条第3項第2号
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条第3項第2号の規定による。

第68条

3　景観地区内においては、建築物の敷地面積は、景観地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。

(1)　第1項第1号に掲げる建築物

(2)　特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　87

担当部署:　建設課

処分の概要	景観地区における建築物の斜線制限の例外認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第68条第5項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条第5項の規定による。

第68条

5　景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限(道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)及び建築物の敷地面積の最低限度が定められている景観地区(景観法第72条第2項の景観地区工作物制限条例で、壁面後退区域(当該壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。)における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。)の設置の制限(当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。)が定められている区域に限る。)内の建築物で、当該景観地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第56条の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　88

担当部署:　建設課

処分の概要	再開発等促進区等区域内の容積率の例外認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第68条の3第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条の3第1項の規定による。

（再開発等促進区等内の制限の緩和等）

第68条の3　地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区（都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区をいう。以下同じ。）又は沿道再開発等促進区（沿道整備法第9条第3項に規定する沿道再開発等促進区をいう。以下同じ。）で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち建築物の容積率の最高限度が定められている区域内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第52条の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　89

担当部署:　建設課

処分の概要	再開発等促進区等区域内の建ぺい率の例外認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第68条の3第2項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条の3第2項の規定による。

（再開発等促進区等内の制限の緩和等）

第68条の3

2　地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区（地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち当該地区整備計画又は沿道地区整備計画において10分の6以下の数値で建築物の建ぺい率の最高限度が定められている区域に限る。）内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第53条第1項から第3項まで及び第6項の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　90

担当部署:　建設課

処分の概要	再開発等促進区等区域内の高さ制限の例外認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第68条の3第3項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条の3第3項の規定による。

（再開発等促進区等内の制限の緩和等）

第68条の3

3　地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区（地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち20メートル以下の高さで建築物の高さの最高限度が定められている区域に限る。）内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上の建築物であつて特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第55条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　91

担当部署:　建設課

処分の概要	再開発等促進区等区域内の斜線制限の例外認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第68条の3第4項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条の3第4項の規定による。

（再開発等促進区等内の制限の緩和等）

第68条の3

4　地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区（地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。第6項において同じ。）内においては、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第56条の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　92

担当部署:　建設課

処分の概要	地区計画等の区域内における建築物の容積率の例外認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第68条の4
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条の4の規定による。

（建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第68条の4　次に掲げる条件に該当する地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画（防災街区整備地区計画にあつては、密集市街地整備法第32条第2項第1号に規定する地区防災施設（以下単に「地区防災施設」という。）の区域が定められているものに限る。以下この条において同じ。）の区域内にある建築物で、当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の内容（都市計画法第12条の6第2号、密集市街地整備法第32条の2第2号又は沿道整備法第9条の2第2号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。）を除く。）に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第2号の条例の規定は、適用しない。

(1)　地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ　都市計画法第12条の6、密集市街地整備法第32条の2又は沿道整備法第9条の2の規定による区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分した建築物の容積率の最高限度

ロ　(1)から(3)までに掲げる区域の区分に従い、当該(1)から(3)までに定める施設の配置及び規模

(1)　地区整備計画の区域　都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設又は同条第5項第1号に規定する施設

(2)　防災街区整備地区整備計画の区域　密集市街地整備法第32条第2項第2号に規定する地区施設

(3)　沿道地区整備計画の区域　沿道整備法第9条第2項第1号に規定する沿道地区施設又は同条第4項第1号に規定する施設

(2)　第68条の2第1項の規定に基づく条例で、前号イに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1290

担当部署:　建設課

処分の概要	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の特例承認
法令名 根拠条項	建築基準法　第68条の5の2
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条の5の2の規定による。

（区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第68条の5の2　次に掲げる条件に該当する防災街区整備地区計画の区域内にある建築物（第2号に規定する区域内の建築物にあつては、防災街区整備地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに限る。）については、当該防災街区整備地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第52条第1項第1号から第4号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。

(1)　特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画（いずれも密集市街地整備法第32条の3第1項の規定により、その区域をそれぞれ区分し、又は区分しないで建築物の容積率の最高限度が定められているものに限る。）が定められている区域であること。

(2)　前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域にあつては、特定建築物地区整備計画において次に掲げる事項が定められており、かつ、第68条の2第1項の規定に基づく条例でこれらの事項に関する制限が定められている区域であること。

イ　建築物の容積率の最低限度

ロ　建築物の敷地面積の最低限度

ハ　壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　93

担当部署:　建設課

処分の概要	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第10項の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第68条の5の3第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第52条第10項の規定による。

(容積率)

第52条

10　建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路(第42条第1項第4号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。)に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第2項の前面道路とみなして、同項から第7項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　94

担当部署:　建設課

処分の概要	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第11項の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第68条の5の3第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第52条第11項の規定による。

(容積率)

第52条

11　前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第2項から第7項まで及び第9項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

(1)　当該建築物がある街区内における土地利用の状況等からみて、その街区内において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。

(2)　交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　95

担当部署:　建設課

処分の概要	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における機械室等に関する建築物の延べ面積の例外許可(第52条第14項の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第68条の5の3第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第52条第14項の規定による。

(容積率)

第52条

14　次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第1項から第9項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

(1)　同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物

(2)　その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　96

担当部署:　建設課

処分の概要	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の例外許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第68条の5の3第2項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条の5の3第2項の規定による。

（高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例）

第68条の5の3　次に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、当該地区計画又は沿道地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第52条第1項第2号から第4号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。

(1)　都市計画法第12条の8又は沿道整備法第9条の4の規定により、次に掲げる事項が定められている地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域であること。

イ　建築物の容積率の最高限度

ロ　建築物の容積率の最低限度（沿道地区整備計画において沿道整備法第9条第6項第2号の建築物の沿道整備道路に係る間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合にあつては、これらの最低限度）、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度及び壁面の位置の制限（壁面の位置の制限にあつては、市街地の環境の向上を図るため必要な場合に限る。）

(2)　第68条の2第1項の規定に基づく条例で、前号ロに掲げる事項（壁面の位置の制限にあつては、地区整備計画又は沿道地区整備計画に定められたものに限る。）に関する制限が定められている区域であること。

2　前項各号に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内においては、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第56条第1項第1号及び第2項から第4項までの規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　97

担当部署:　建設課

処分の概要	住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の例外認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第68条の5の5第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条の5の5第1項の規定による。

（区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の　　整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例）

第68条の5の5　次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。以下この条において同じ。）の区域内の建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第52条第2項の規定は、適用しない。

(1)　次に掲げる事項が定められている地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）の区域であること。

イ　都市計画法第12条の10、密集市街地整備法第32条の5、地域歴史的風致法第32条又は沿道整備法第9条の6の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下この条において同じ。）における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度

ロ　建築物の容積率の最高限度

ハ　建築物の敷地面積の最低限度

(2)　第68条の2第1項の規定に基づく条例で、前号イ及びハに掲げる事項（壁面後退区域における工作物の設置の制限を除く。）に関する制限が定められている区域であること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　98

担当部署:　建設課

処分の概要	住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の斜線制限の例外認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第68条の5の5第2項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条の5の5第2項の規定による。

（区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例）

第68条の5の5　次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。以下この条において同じ。）の区域内の建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第52条第2項の規定は、適用しない。

(1)　次に掲げる事項が定められている地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）の区域であること。

イ　都市計画法第12条の10、密集市街地整備法第32条の5、地域歴史的風致法第32条又は沿道整備法第9条の6の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下この条において同じ。）における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度

ロ　建築物の容積率の最高限度

ハ　建築物の敷地面積の最低限度

(2)　第68条の2第1項の規定に基づく条例で、前号イ及びハに掲げる事項（壁面後退区域における工作物の設置の制限を除く。）に関する制限が定められている区域であること。

2　前項第1号イ及びハに掲げる事項が定められており、かつ、第68条の2第1項の規定に基づく条例で前項第1号イ及びハに掲げる事項（壁面後退区域における工作物の設置の制限を除く。）に関する制限が定められている地区計画等の区域内にある建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第56条の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　482

担当部署:　建設課

処分の概要	予定道路に係る公衆便所等の道路内における建築許可(第44条第1項第2号の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第68条の7第4項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第44条第1項第2号の規定による。

(道路内の建築制限)

第44条

(2)　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　483
担当部署:　建設課

処分の概要	予定道路に係る道路内における建築認定(第44条第1項第3号の準用)
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第68条の7第4項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第44条第1項第3号による。
(道路内の建築制限)
第44条
(3)　地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

政令第145条第1項
(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)
第145条　法第44条第1項第3号の政令で定める基準は、次のとおりとする。
(1)　主要構造部が耐火構造であること。
(2)　耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。
イ　第112条第14項第1号イ及びロ並びに第2号ロに掲げる要件を満たしていること。
ロ　閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。
(3)　道路の上空に設けられる建築物にあつては、屋外に面する部分に、ガラス(網入りガラスを除く。)、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　484

担当部署:　建設課

処分の概要	予定道路に係る公共用歩廊等の道路内における建築許可(第44条第1項第4号の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第68条の7第4項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第44条第1項第4号の規定による。

(道路内の建築制限)

第44条

(4)　公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

政令第145条第2項及び第3項

(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)

第145条

2　法第44条第1項第4号の規定により政令で定める建築物は、道路(高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。)、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供するものを除く。)の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動車のみの交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所及び自動車修理所(高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。)とする。

(1)　学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの

(2)　建築物の5階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの

(3)　多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの

3　前項の建築物のうち、道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)　構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。

(2)　屋外に面する部分には、ガラス(網入ガラスを除く。)、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。

(3)　道路の上空に設けられる建築物が渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物である場合においては、その側面には、床面からの高さが1.5メートル以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが1.5メートル以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けること。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　99

担当部署:　建設課

処分の概要	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第68条の7第5項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第68条の7第5項の規定による。

（予定道路の指定）

第68条の7

5　第1項の規定により予定道路が指定された場合において、建築物の敷地が予定道路に接するとき又は当該敷地内に予定道路があるときは、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該予定道路を第52条第2項の前面道路とみなして、同項から同条第7項まで及び第9項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち予定道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　485

担当部署:　建設課

処分の概要	建築協定の認可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第70条第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第70条第1項及び第73条第1項の規定による。

(建築協定の認可の申請)

第70条　前条の規定による建築協定を締結しようとする土地の所有者等は、協定の目的となつている土地の区域(以下「建築協定区域」という。)、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、その代表者によつて、これを特定行政庁に提出し、その認可を受けなければならない。

(建築協定の認可)

第73条　特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。

(1)　建築協定の目的となつている土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。

(2)　第69条の目的に合致するものであること。

(3)　建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

省令第10条の6

(建築協定区域隣接地に関する基準)

第10条の6　法第73条第1項第3号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1)　建築協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

(2)　建築協定区域隣接地の区域は、建築協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　486

担当部署:　建設課

処分の概要	建築協定の変更の認可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第74条第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第74条の規定による。

（建築協定の変更）

第74条　建築協定区域内における土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）は、前条第1項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

2　前4条の規定は、前項の認可の手続に準用する。

手続は法第70条第1項の建築協定の認可に準ずる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　487

担当部署:　建設課

処分の概要	建築協定の廃止の認可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第76条第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第76条第1項の規定による。

（建築協定の廃止）

第76条　建築協定区域内の土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）は、第73条第1項の規定による認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　488

担当部署:　建設課

処分の概要	一人で定める建築協定の認可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第76条の3第2項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第76条の3第1項、第2項及び第73条第1項の規定による。

（建築協定の設定の特則）

第76条の3　第69条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。

2　前項の規定による建築協定を定めようとする者は、建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。

（建築協定の認可）

第73条　特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。

(1)　建築協定の目的となつている土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。

(2)　第69条の目的に合致するものであること。

(3)　建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

省令第10条の6

（建築協定区域隣接地に関する基準）

第10条の6　法第73条第1項第3号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1)　建築協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

(2)　建築協定区域隣接地の区域は、建築協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　489

担当部署:　建設課

処分の概要	一人で定める建築協定の変更の認可(第74条第1項の準用)
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第76条の3第6項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第74条の規定による。

(建築協定の変更)

第74条　建築協定区域内における土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、前条第1項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

2　前4条の規定は、前項の認可の手続に準用する。

手続は法第70条第1項の建築協定の認可に準ずる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　490

担当部署:　建設課

処分の概要	一人で定める建築協定の廃止の認可(第76条第1項の準用)
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第76条の3第6項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第76条第1項の規定による。

(建築協定の廃止)

第76条　建築協定区域内の土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、第73条第1項の規定による認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　100

担当部署:　建設課

処分の概要	応急仮設建築物の存続の許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第85条第3項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第85条第3項及び第4項の規定による。

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第85条

3　前2項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3月を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続することができる。

4　特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　101

担当部署:　建設課

処分の概要	仮設建築物の建築許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第85条第5項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第85条第5項の規定による。

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第85条

5　特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2及び第35条の3の規定並びに第3章の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　102

担当部署:　建設課

処分の概要	総合的設計による一団地の建築物の特例認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第86条第1項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第86条第1項の規定による。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第86条　建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地(その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第6項及び第7項において同じ。)内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物(2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築されるものに限る。以下この項及び第3項において「1又は2以上の建築物」という。)のうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該1又は2以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する第23条、第43条、第52条第1項から第14項まで、第53条第1項若しくは第2項、第54条第1項、第55条第2項、第56条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項、第56条の2第1項から第3項まで、第57条の2、第57条の3第1項から第4項まで、第59条第1項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項、第62条第2項、第64条又は第68条の3第1項から第3項までの規定(次項から第4項までにおいて「特例対象規定」という。)の適用については、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。

省令第10条の16(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等)を参照

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　103

担当部署:　建設課

処分の概要	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定
法令名 根拠条項	建築基準法　第86条第2項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第86条第2項の規定による。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第86条

2　一定の一団の土地の区域(その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項及び第6項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築される場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。

省令第10条の16(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等)を参照

省令第10条の17

(一定の一団の土地の区域内の現に存する建築物を前提として総合的見地からする設計の基準)

第10条の17　法第86条第2項及び同条第4項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1)　対象区域内の各建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、当該各建築物の避難及び通行の安全の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものを設けること。

(2)　対象区域内の各建築物の外壁の開口部の位置及び構造は、当該各建築物間の距離に応じ、防火上適切な措置が講じられること。

(3)　対象区域内の各建築物の各部分の高さに応じ、当該対象区域内に採光及び通風上有効な空地等を確保すること。

(4)　対象区域内に建築する建築物の高さは、当該対象区域内の他の各建築物の居住の用に供する部分に対し、当該建築物が存する区域における法第56条の2の規定による制限を勘案し、これと同程度に日影となる部分を生じさせることのないものとすること。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　104

担当部署:　建設課

処分の概要	敷地又は敷地以外の土地で二以上のものの一団地の建築物の特例許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第86条第3項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第86条第3項の規定による。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第86条

3　建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが、政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第6項、第7項及び次条第8項において同じ。）内に建築される1又は2以上の建築物のうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該1又は2以上の建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものについては、特例対象規定（第59条の2第1項を除く。）の適用について、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなすとともに、当該建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第55条第1項の規定又は当該一団地を一の敷地とみなして適用する第52条第1項から第9項まで、第56条若しくは第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　105

担当部署:　建設課

処分の概要	一定の規模以上の一団の土地の建築物の特例許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第86条第4項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第86条第4項の規定による。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第86条

4　その面積が政令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域（その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第6項及び次条第8項において同じ。）内に現に存する建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築され、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定（第59条の2第1項を除く。）の適用について、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなすとともに、建築される建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第55条第1項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして適用する第52条第1項から第9項まで、第56条若しくは第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　106

担当部署:　建設課

処分の概要	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定
法令名 根拠条項	建築基準法　第86条の2第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第86条の2第1項の規定による。

（公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等）

第86条の2　公告認定対象区域（前条第1項又は第2項の規定による認定に係る公告対象区域をいう。以下同じ。）内において、同条第1項又は第2項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物を建築しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　107

担当部署:　建設課

処分の概要	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の一定規模の建築物の建築許可
法令名 根拠条項	建築基準法　第86条の2第2項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第86条の2第2項の規定による。

（公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等）

第86条の2

2　一敷地内認定建築物以外の建築物を、面積が政令で定める規模以上である公告認定対象区域内に建築しようとする場合（当該区域内に政令で定める空地を有することとなる場合に限る。）において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内認定建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第55条第1項の規定又は当該公告認定対象区域を一の敷地とみなして適用される第52条第1項から第9項まで、第56条若しくは第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　108

担当部署:　建設課

処分の概要	公告許可対象区域内の建築物の建築許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第86条の2第3項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第86条の2第3項の規定による。

（公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等）

第86条の2

3　公告許可対象区域（前条第3項又は第4項の規定による許可に係る公告対象区域をいう。以下同じ。）内において、同条第3項又は第4項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内許可建築物」という。）以外の建築物を建築しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行政庁は、当該建築物が、その位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内許可建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるとともに、当該区域内に前条第3項又は第4項の政令で定める空地を維持することとなると認める場合に限り、許可するものとする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　109

担当部署:　建設課

処分の概要	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの承認
法令名 根拠条項	建築基準法　第86条の5第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第86条の5第1項から第3項までの規定による。

（一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し）

第86条の5　公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、当該公告対象区域内の建築物に係る第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の規定による認定又は第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可の取消しを特定行政庁に申請することができる。

2　前項の規定による認定の取消しの申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る認定を取り消すものとする。

3　第1項の規定による許可の取消しの申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告許可対象区域内の建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるときは、当該申請に係る許可を取り消すものとする。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　513

担当部署:　建設課

処分の概要	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の適用除外の認定
法令名 根拠条項	建築基準法　第86条の6第2項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第86条の6第2項の規定による。

（総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例）

第86条の6　一団地の住宅施設に関する都市計画を定める場合においては、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域については、第52条第1項第1号に規定する容積率、第53条第1項第1号に規定する建ぺい率、第54条第2項に規定する外壁の後退距離及び第55条第1項に規定する建築物の高さと異なる容積率、建ぺい率、距離及び高さの基準を定めることができる。

2　前項の都市計画に基づき建築物を総合的設計によつて建築する場合において、当該建築物が同項の規定により当該都市計画に定められた基準に適合しており、かつ、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が当該第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の住居の環境の保護に支障がないと認めるときは、当該建築物については、第52条第1項第1号、第53条第1項第1号、第54条第1項及び第55条第1項の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　110

担当部署:　建設課

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の認定
法令名 根拠条項	建築基準法　第86条の8第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第86条の8第1項及び第2項の規定による。

（既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和）

第86条の8　第3条第2項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該2以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたときにおける同項及び同条第3項の規定の適用については、同条第2項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る2以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第3項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第3号又は第4号に該当するものにあつては、第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第3号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係る2以上の工事」とする。

(1)　一の建築物の増築等を含む工事を2以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。

(2)　全体計画に係るすべての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。

(3)　全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。

2　前項の認定の申請の手続その他当該認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　111

担当部署:　建設課

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の変更認定
法令名 根拠条項	建築基準法　第86条の8第3項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

法第86条の8第3項の規定による。

(既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和)

第86条の8

3　第1項の認定を受けた全体計画に係る工事の建築主(以下この条において「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた全体計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければならない。前2項の規定は、この場合に準用する。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　113

担当部署:　建設課

処分の概要	用途変更における用途規制の例外許可　（第48条の準用）
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法　第87条第2項
法 令 番 号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第48条の規定による。

（用途地域等）

第48条　第1種低層住居専用地域内においては、別表第2(い)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第1種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2　第2種低層住居専用地域内においては、別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第2種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

3　第1種中高層住居専用地域内においては、別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第1種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

4　第2種中高層住居専用地域内においては、別表第2(に)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第2種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

5　第1種住居地域内においては、別表第2(ほ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第1種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

6　第2種住居地域内においては、別表第2(へ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第2種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

7　準住居地域内においては、別表第2(と)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

8　近隣商業地域内においては、別表第2(ち)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

9　商業地域内においては、別表第2(り)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

10　準工業地域内においては、別表第2(ぬ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

11　工業地域内においては、別表第2(る)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。

12　工業専用地域内においては、別表第2(を)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

13　第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、

準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)の指定のない区域(都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。)内においては、別表第2(わ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

14　特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、前各項のただし書の規定による許可を受けた建築物の増築、改築又は移転(これらのうち、政令で定める場合に限る。)について許可をする場合においては、この限りでない。

15　特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　114

担当部署:　建設課

処分の概要	建築設備の確認(第6条第1項の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第87条の2
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第6条第1項の規定による。

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第6条　建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。)その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

(1)　別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

(2)　木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの

(3)　木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの

(4)　前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

標準処理期間	7日(第87条の2の読替規定)

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　115
担当部署:　建設課

処分の概要	建築設備の完了検査(第7条第1項の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第87条の2
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第7条第1項の規定による。
(建築物に関する完了検査)
第7条　建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

省令第4条
(完了検査申請書の様式)
第4条　法第7条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。)は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。
(1)　当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。第4条の8第1項第1号並びに第4条の16第1項及び第2項において同じ。)
(2)　法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)
(3)　都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写し
(4)　直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類
(5)　その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類
(6)　代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状
2　法第7条第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第4条の8第2項並びに第4条の16第1項及び第2項において「直前の確認」という。)を受けた建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

標準処理期間	受理した日から7日以内(法第7条第4項)

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　116

担当部署:　建設課

処分の概要	建築設備の中間検査(第7条の3第1項の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第87条の2
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第7条の3第1項の規定による。

(建築物に関する中間検査)

第7条の3　建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

(1)　階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程

(2)　前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限つて指定する工程

省令第4条の8

(中間検査申請書の様式)

第4条の8　法第7条の3第1項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の10において「中間検査申請書」という。)は、別記第26号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

(1)　当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類

(2)　法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(既に中間検査を受けている建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)

(3)　直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類

(4)　その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類

(5)　代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状

2　法第7条の3第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

省令第4条の3

(申請できないやむを得ない理由)

第4条の3　法第7条第2項ただし書(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第7条の3第2項ただし書(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

標準処理期間	受理した日から4日以内(法第7条の3第4項)
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　117

担当部署:　建設課

処分の概要	建築設備の仮使用の承認(第7条の6第1項第1号の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第87条の2
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第7条の6第1項第1号の規定による。

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

第7条の6

(1)　特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。

申請手続は、省令第4条の16の規定による。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　118

担当部署:　建設課

処分の概要	工作物の確認(第6条の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第88条第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第6条第1項の規定による。

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第6条　建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。)その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

(1)　別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

(2)　木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの

(3)　木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの

(4)　前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

標準処理期間	受理した日から7日以内(第87条の2の読替規定)

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　119

担当部署:　建設課

処分の概要	工作物の完了検査(第7条第1項の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第88条第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第7条第1項の規定による。

(建築物に関する完了検査)

第7条　建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

省令第4条

(完了検査申請書の様式)

第4条　法第7条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。)は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

(1)　当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。第4条の8第1項第1号並びに第4条の16第1項及び第2項において同じ。)

(2)　法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)

(3)　都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写し

(4)　直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類

(5)　その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類

(6)　代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状

2　法第7条第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第4条の8第2項並びに第4条の16第1項及び第2項において「直前の確認」という。)を受けた建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

標準処理期間	受理した日から7日以内(法第7条第4項)

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　120

担当部署:　建設課

処分の概要	工作物の中間検査(第7条の3第2項の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第88条第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第7条の3第1項の規定による。

(建築物に関する中間検査)

第7条の3　建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

(1)　階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程

(2)　前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限つて指定する工程

省令第4条の8

(中間検査申請書の様式)

第4条の8　法第7条の3第1項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の10において「中間検査申請書」という。)は、別記第26号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

(1)　当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類

(2)　法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(既に中間検査を受けている建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)

(3)　直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類

(4)　その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類

(5)　代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状

2　法第7条の3第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

省令第4条の3

(申請できないやむを得ない理由)

第4条の3　法第7条第2項ただし書(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第7条の3第2項ただし書(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

標準処理期間	受理した日から4日以内(法第7条の3第4項)
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　121

担当部署:　建設課

処分の概要	昇降機等の仮使用の承認(第7条の6第1項第1号の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第88条第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第7条の6第1項第1号の規定による。

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

第7条の6

(1)　特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。

申請手続は、省令第4条の16の規定による。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　481

担当部署:　建設課

処分の概要	用途変更の特殊建築物の位置の許可(第51条の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法　第88条第2項
法令番号	昭和25年法律第201号

【基準】

準用規定法第51条の規定による。

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条　都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　122

担当部署:　建設課

処分の概要	計画道路がある場合の斜線制限の例外許可
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法施行令　第131条の2第2項
法 令 番 号	昭和25年政令第338号

【基準】

政令第131条の2第2項の規定による。

（前面道路とみなす道路等）

第131条の2

2　建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（法第42条第1項第4号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）若しくは法第68条の7第1項の規定により指定された予定道路（以下この項において「予定道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路若しくは予定道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路又は予定道路を前面道路とみなす。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　123

担当部署:　建設課

処分の概要	壁面線の指定等がある場合の斜線制限
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法施行令　第131条の2第3項
法 令 番 号	昭和25年政令第338号

【基準】

政令第131条の2第3項の規定による。

（前面道路とみなす道路等）

第131条の2

3　前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合又は前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して法第68条の2第1項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ2メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。以下この項において「壁面の位置の制限」という。）がある場合において、当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物（第135条の19各号に掲げる建築物の部分を除く。）で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　124

担当部署:　建設課

処分の概要	道に関する基準の例外の認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築基準法施行令　第144条の4第1項第1号ホ
法 令 番 号	昭和25年政令第338号

【基準】

政令第144条の4第1項第1号ホの規定による。

(道に関する基準)

第144条の4　法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。)とすることができる。

イ　延長(既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が35メートル以下の場合

ロ　終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ　延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ　幅員が6メートル以上の場合

ホ　イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　369

担当部署:　建設課

処分の概要	建築物の耐震改修の計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築物の耐震改修の促進に関する法律　第17条第3項
法 令 番 号	平成7年法律第123号

【基準】

法第17条第3項の規定による。

（計画の認定）

第17条　建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2　略

3　所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

(1)　建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

(2)　前項第4号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(3)　第1項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　工事の計画（2以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第5号ロ及び第6号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。

(4)　第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第27条第2項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第27条第2項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1)　工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2)　工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(5)　第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第8項におい

て「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

(6)　第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第9項において「建ぺい率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　370

担当部署:　建設課

処分の概要	認定を受けた計画の変更の認定(第17条第3項の準用)
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律　第18条第1項
法令番号	平成7年法律第123号

【基準】

法第18条第2項において準用する法第17条第3項と同様に法第17条第3項の規定による。

(計画の認定)

第17条　建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2　略

3　所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。

(1)　建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

(2)　前項第4号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(3)　第1項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕(同法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　工事の計画(2以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第5号ロ及び第6号ロにおいて同じ。)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。

(4)　第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1)　工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2)　工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(5)　第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第8項におい

て「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

(6)　第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第9項において「建ぺい率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ　当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ　工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1662

担当部署:　建設課

処分の概要	建築物の地震に対する安全性に係る認定
法　令　名 根 拠 条 項	建築物の耐震改修の促進に関する法律　第22条第2項
法 令 番 号	平成7年法律第123号

【基準】

法第22条の規定による。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第22条　建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2　所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3　前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4　何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1664

担当部署:　建設課

処分の概要	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律　第25条第2項
法令番号	平成7年法律第123号

【基準】

法第25条の規定による。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第25条　耐震診断が行われた区分所有建築物（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第25条第1項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第34条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第49条第1項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2　所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3　前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第17条第1項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　1673

担当部署:　建設課

処分の概要	特定入居者の賃貸の承認
法　令　名 根 拠 条 項	建築物の耐震改修の促進に関する法律　第28条第1項
法 令 番 号	平成7年法律第123号

【基準】

法第28条の規定による。

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第28条　第5条第3項第4号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第3項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2　前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3　特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第28条第2項の規定」とする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5109

担当部署:　建設課

処分の概要	供給計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第2条第1項
法 令 番 号	平成5年法律第52号

【基準】

法第2条及び第3条の規定による。

(供給計画の認定)

第2条　賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画(以下「供給計画」という。)を作成し、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の認定を申請することができる。

2　供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　賃貸住宅の位置

(2)　賃貸住宅の戸数

(3)　賃貸住宅の規模、構造及び設備

(4)　賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画

(5)　賃貸住宅の入居者の資格に関する事項

(6)　賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

(7)　賃貸住宅の管理の方法及び期間

(8)　その他国土交通省令で定める事項

(認定の基準)

第3条　都道府県知事等は、前条第1項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

(1)　賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。

(2)　賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(3)　賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(4)　賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。

イ　所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの

ロ　イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの

(5)　賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

(6)　賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

(7)　賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(8)　賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5110

担当部署:　建設課

処分の概要	供給計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第5条第1項
法 令 番 号	平成5年法律第52号

【基準】

法第3条及び第5条の規定による。

(認定の基準)

第3条　都道府県知事等は、前条第1項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

(1)　賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。

(2)　賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(3)　賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(4)　賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。

イ　所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの

ロ　イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの

(5)　賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

(6)　賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

(7)　賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(8)　賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

(供給計画の変更)

第5条　計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた供給計画(以下「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2　前2条の規定は、前項の場合について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5111

担当部署:　建設課

処分の概要	特定優良賃貸住宅に係る地位の承継の承認
法　令　名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第9条
法 令 番 号	平成5年法律第52号

【基準】

法第9条の規定による。

（地位の承継）

第9条　認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　275

担当部署:　建設課

処分の概要	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助
法　令　名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第12条
法 令 番 号	平成5年法律第52号

【基準】

法第12条の規定による。

（建設に要する費用の補助）

第12条　地方公共団体は、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

2　国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　276

担当部署:　建設課

処分の概要	家賃の減額に要する費用の補助
法　令　名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第15条
法 令 番 号	平成5年法律第52号

【基準】

法第15条の規定による。

（家賃の減額に要する費用の補助）

第15条　地方公共団体は、認定事業者が、認定管理期間において、入居者の居住の安定を図るため特定優良賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、当該認定事業者に対し、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

2　国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5114

担当部署:　建設課

処分の概要	住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	住宅地区改良法　第9条第1項
法 令 番 号	昭和35年法律第84号

【基準】

法第9条第1項の規定による。

（建築行為等の制限）

第9条　前条第1項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事（市が施行する住宅地区改良事業の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　176

担当部署:　建設課

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等に係る許可
法　令　名 根 拠 条 項	住宅地区改良法　第21条第1項及び第3項
法 令 番 号	昭和35年法律第84号

【基準】

法第21条の規定による。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第21条　前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　241

担当部署:　建設課

処分の概要	宅地造成工事規制区域の指定に係る測量又は調査のための障害物の伐除の許可
法　令　名 根 拠 条 項	宅地造成等規制法　第5条第1項
法 令 番 号	昭和36年法律第191号

【基準】

法第5条第1項の規定による。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第5条　前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1369

担当部署:　建設課

処分の概要	造成宅地防災区域の指定に係る測量又は調査のための障害物の伐除の許可(第5条第1項の準用)
法令名 根拠条項	宅地造成等規制法　第20条第3項
法令番号	昭和36年法律第191号

【基準】

準用する法第5条第1項の規定による。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第5条　前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　192

担当部署:　建設課

処分の概要	測量標識移転の承認
法　令　名 根 拠 条 項	新住宅市街地開発法　第34条の2第2項
法 令 番 号	昭和38年法律第134号

【基準】

法第34条の2の規定による。

（測量のための標識の設置）

第34条の2　新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、国土交通省令で定める標識を設けることができる。

2　何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　193

担当部署:　建設課

処分の概要	現施行中事業地内での事業実施の同意
法　令　名 根 拠 条 項	新住宅市街地開発法　第36条第1項
法 令 番 号	昭和38年法律第134号

【基準】

法第36条第1項の規定による。

（新住宅市街地開発事業の引継ぎ）

第36条　現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となつている区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、新住宅市街地開発事業を施行することができない。

2　現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となつている区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者がある場合においては、その新住宅市街地開発事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。

3　前項の規定により新住宅市街地開発事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が新住宅市街地開発事業の施行に関して有していた権利義務（その者がその施行する新住宅市街地開発事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

4　第2項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により従前の施行者がした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者がしたものとみなし、従前の施行者に対してした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者に対してしたものとみなす。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1294

担当部署:　建設課

処分の概要	歴史的風致維持向上支援法人の指定
法　令　名 根 拠 条 項	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律　第34条第1項
法 令 番 号	平成20年法律第40号

【基準】

法第34条第1項の規定による。

（歴史的風致維持向上支援法人の指定）

第34条　市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5129

担当部署:　建設課

処分の概要	土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可
法　令　名 根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法　第7条第1項
法令番号	昭和50年法律第67号

【基準】

法第7条の規定による。

（建築行為等の制限）

第7条　土地区画整理促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

(1)　土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ　主として住宅の建設の用に供する目的で行う0・5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地区画整理促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

ロ　次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ　次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更

(2)　建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ　前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ　自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

(1)　階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

(2)　主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(3)　容易に移転し、又は除却することができること。

(4)　敷地の規模が政令で定める規模未満であること。

ハ　次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築

3　第1項の規定は、土地区画整理法第76条第1項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

4　都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、土地区画整理促進区域内においては、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年　　月　　日

ID:　5133

担当部署:　建設課

処分の概要	住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法　第26条第1項
法 令 番 号	昭和50年法律第67号

【基準】

法第26条の規定による。

（建築行為等の制限）

第26条　住宅街区整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。次項において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1)　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2)　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3)　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

(1)　土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ　住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、当該住宅街区整備促進区域の他の部分についての住宅街区整備事業の施行を困難にしないもの

ロ　住宅街区整備促進区域に関する都市計画に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示の日において当該区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有していた者又はその一般承継人が次号ロに規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ　次条において準用する第8条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更

(2)　建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ　住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築

ロ　前号ロに規定する者が行う自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で第7条第2項第2号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

ハ　次条において準用する第8条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築

3　第1項の規定は、第67条第1項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

4　都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分及び同法第57条の規定中市街地開発事業の施行区域内の土地の有償譲渡の制限に関する部分は、住宅街区整備促進区域内においては、適用しない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5140

担当部署:　建設課

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法　第64条第1項及び第3項
法 令 番 号	昭和50年法律第67号

【基準】

法第64条の規定による。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第64条　前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都府県知事(市の区域内において個人施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは個人施行者若しくは組合が試掘等を行おうとし、又は第29条第3項の規定により住宅街区整備事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項及び次条第2項において同じ。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5143

担当部署:　建設課

処分の概要	公告前の施行地区内における建築行為等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法　第67条第1項
法 令 番 号	昭和50年法律第67号

【基準】

法第67条第1項の規定による。

（建築行為等の制限）

第67条　次に掲げる公告があつた日後、第83条において準用する土地区画整理法第103条第4項の規定による公告がある日までは、施行地区内において、住宅街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都府県知事（市の区域内において個人施行者若しくは組合が施行し、又は市が第29条第3項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、当該市の長）の許可を受けなければならない。

(1)　個人施行者が施行する住宅街区整備事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」という。）についての認可の公告

(2)　組合が施行する住宅街区整備事業にあつては、その設立についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(3)　都府県又は市町村が第29条第3項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

(4)　機構又は地方公社が第29条第3項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、施行規程及び事業計画についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

2　土地区画整理法第76条第2項の規定は、前項の規定による許可の申請があつた場合について準用する。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5188

担当部署:　建設課

処分の概要	組合設立の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第9条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第9条第1項及び第12条の規定による。

(設立の認可)

第9条　区分所有法第64条の規定により区分所有法第62条第1項に規定する建替え決議(以下単に「建替え決議」という。)の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「建替え合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の認可を受けて組合を設立することができる。

2　前項の規定による認可を申請しようとする建替え合意者は、組合の設立について、建替え合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計が、建替え合意者の同条の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。

3　区分所有法第70条第4項において準用する区分所有法第64条の規定により一括建替え決議の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該一括建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「一括建替え合意者」という。)は、5人以上共同して、第1項の規定による認可を受けて組合を設立することができる。

4　第1項の規定による認可を申請しようとする一括建替え合意者は、組合の設立について、一括建替え合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第70条第2項において準用する区分所有法第69条第2項の議決権の合計が、一括建替え合意者の同項の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)及び一括建替え決議マンション群(一括建替え決議に係る団地内の2以上のマンションをいう。以下同じ。)を構成する各マンションごとのその区分所有権を有する一括建替え合意者の3分の2以上の同意(各マンションごとに、同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計が、それぞれその区分所有権を有する一括建替え合意者の同条の議決権の合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得なければならない。

5　前各項の場合において、マンションの1の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を1人の建替え合意者又は一括建替え合意者(以下「建替え合意者等」という。)とみなす。

6　2以上の建替え決議マンション(建替え決議に係るマンションであって一括建替え決議マンション群に属さないものをいう。以下同じ。)若しくは一括建替え決議マンション群又は1以上の建替え決議マンション及び一括建替え決議マンション群に係る建替え合意者等は、5人以上共同して、第1項の規定による認可を申請することができる。この場合において、第2項の規定は建替え決議マンションごとに、第4項の規定は一括建替え決議マンション群ごとに、適用する。

7　第1項の規定による認可の申請は、施行マンションとなるべきマンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

(認可の基準)

第12条　都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。

(3)　施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。

(4)　施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。
(5)　施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。
(6)　施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。
(7)　施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
(8)　事業施行期間が適切なものであること。
(9)　当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
(10)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5189

担当部署:　建設課

処分の概要	定款又は事業計画の変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第34条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第34条第1項及び第12条の規定による。

（定款又は事業計画の変更）

第34条　組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

（認可の基準）

第12条　都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。

(3)　施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。

(4)　施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

(5)　施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。

(6)　施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

(7)　施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(8)　事業施行期間が適切なものであること。

(9)　当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(10)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5190

担当部署:　建設課

処分の概要	組合解散の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第38条第4項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第38条第4項の規定による。

（解散）

第38条　組合は、次に掲げる理由により解散する。

(1)　設立についての認可の取消し

(2)　総会の議決

(3)　事業の完成又はその完成の不能

2　前項第2号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。

3　組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4　組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

5　前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

6　都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第4項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

7　組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5191

担当部署:　建設課

処分の概要	決算報告の承認
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第42条
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第42条の規定による。

（決算報告）

第42条　清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事等の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5192

担当部署:　建設課

処分の概要	マンション建替事業施行の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第45条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第45条第1項及び第48条の規定による。

(施行の認可)

第45条　第5条第2項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者は、1人で施行しようとする者にあっては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあっては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、そのマンション建替事業について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　前項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

3　前項の場合において、施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。以下この項において同じ。)について権利を有する者のうち、区分所有権、敷地利用権、敷地の所有権及び借地権並びに借家権以外の権利(以下「区分所有権等以外の権利」という。)を有する者から同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第1項の規定による認可を申請することができる。

4　第9条第7項の規定は、第1項の規定による認可について準用する。

(認可の基準)

第48条　都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。

(3)　事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。

(4)　区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。

5　第12条第3号から第10号までに掲げる基準に適合すること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5193

担当部署:　建設課

処分の概要	規準又は規約及び事業計画の変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第50条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第50条第1項及び第48条の規定による。

（規準又は規約及び事業計画の変更）

第50条　個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

（認可の基準）

第48条　都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。

(3)　事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。

(4)　区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。

5　第12条第3号から第10号までに掲げる基準に適合すること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5194

担当部署:　建設課

処分の概要	施行者の変動による規約の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第51条第3項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第51条第3項の規定による。

（施行者の変動）

第51条

3　1人で施行するマンション建替事業において、前2項の規定により施行者が数人となったときは、そのマンション建替事業は、第5条第2項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第45条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5195

担当部署:　建設課

処分の概要	マンション建替事業の廃止及び終了の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第54条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第54条第1項の規定による。

（マンション建替事業の廃止及び終了）

第54条　個人施行者は、マンション建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　個人施行者は、事業の完成の不能によりマンション建替事業を廃止しようとする場合において、その者にマンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。

3　第9条第7項並びに第49条第1項（図書の送付に係る部分を除く。）及び第2項の規定は、第1項の規定による認可について準用する。この場合において、第9条第7項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション」と、第49条第2項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「マンション建替事業の廃止又は終了をもって」と読み替えるものとする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5196

担当部署:　建設課

処分の概要	権利変換計画の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第57条第1項後段
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第57条第1項後段及び第65条の規定による。

（権利変換計画の決定及び認可）

第57条　施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

(認可の基準)

第65条　都道府県知事等は、第57条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。

(2)　施行マンションに建替え決議等があるときは、当該建替え決議等の内容に適合していること。

(3)　権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。

(4)　区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。

(5)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　5197

担当部署:　建設課

処分の概要	権利変換計画の変更許可(第57条第1項後段の準用)
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第66条
法令番号	平成14年法律第78号

【基準】

準用する法第57条第1項後段及び第65条の規定による。

(権利変換計画の決定及び認可)

第57条　施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

(認可の基準)

第65条　都道府県知事等は、第57条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。

(2)　施行マンションに建替え決議等があるときは、当該建替え決議等の内容に適合していること。

(3)　権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。

(4)　区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。

(5)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1596

担当部署:　建設課

処分の概要	施行者による管理規約の設定の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第94条第1項及び第3項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第94条の規定による。

（施行者による管理規約の設定）

第94条　施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンション、その敷地及びその附属の建物（マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。）の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

2　前項の管理規約は、区分所有法第30条第1項の規約とみなす。

3　施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンションに係る区分所有法第66条に規定する土地等又は区分所有法第68条第1項各号に掲げる物（附属施設にあっては、マンション建替事業の施行により建設されたものに限る。）の管理又は使用に関する団地建物所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

4　前項の管理規約は、区分所有法第66条において準用する区分所有法第30条第1項の規約とみなす。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1695

担当部署:　建設課

処分の概要	除却の必要性に係る認定
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第102条第2項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第102条の規定による。

(除却の必要性に係る認定)

第102条　建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項に規定する耐震診断が行われたマンションの管理者等(区分所有法第25条第1項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、区分所有法第34条の規定による集会(以下「区分所有者集会」という。)において指定された区分所有者)又は区分所有法第49条第1項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第35号に規定する特定行政庁(以下単に「特定行政庁」という。)に対し、当該マンションを除却する必要がある旨の認定を申請することができる。

2　特定行政庁は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をするものとする。

3　第1項の認定をした特定行政庁は、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等(当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。)にその旨を通知しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1696

担当部署:　建設課

処分の概要	容積率の特例の許可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第105条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第105条の規定による。

(容積率の特例)

第105条　その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)、容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。)及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法第52条第1項から第9項まで又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2　建築基準法第44条第2項、第92条の2、第93条第1項及び第2項並びに第94条から第96条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1697

担当部署:　建設課

処分の概要	買受計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第109条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第109条及び第110条の規定による。

（買受計画の認定）

第109条　マンション敷地売却決議が予定されている要除却認定マンションについて、マンション敷地売却決議があった場合にこれを買い受けようとする者は、当該要除却認定マンションごとに、国土交通省令で定めるところにより、マンション敷地売却決議がされた要除却認定マンション(以下「決議要除却認定マンション」という。)の買受け及び除却並びに代替建築物の提供等(決議要除却認定マンションに代わるべき建築物又はその部分の提供又はあっせんをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「買受計画」という。)を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。

2　買受計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　決議要除却認定マンションを買い受けた日から決議要除却認定マンションを除却する日までの間における当該決議要除却認定マンションの管理に関する事項

(2)　決議要除却認定マンションの買受け及び除却の予定時期

(3)　決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画

(4)　代替建築物の提供等に関する計画(次条第3号において「代替建築物提供等計画」という。)

(5)　決議要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項

(6)　その他国土交通省令で定める事項

（買受計画の認定基準）

第110条　都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

(1)　決議要除却認定マンションを買い受けた日から決議要除却認定マンションが除却される日までの間に、当該決議要除却認定マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。

(2)　決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当該決議要除却認定マンションが買い受けられ、かつ、除却されることが確実であること。

(3)　代替建築物提供等計画が当該決議要除却認定マンションの区分所有者又は借家人の要請に係る代替建築物の提供等を確実に遂行するため適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1698

担当部署:　建設課

処分の概要	買受計画の変更認定
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第111条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第111条の規定による。

（買受計画の変更）

第111条　第109条第1項の認定を受けた者（以下「認定買受人」という。）は、買受計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の場合について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1699

担当部署:　建設課

処分の概要	組合設立の認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第120条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第120条及び第121条の規定による。

(設立の認可)

第120条　第108条第10項において読み替えて準用する区分所有法第64条の規定によりマンション敷地売却決議の内容によりマンション敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該マンション敷地売却決議の内容により当該マンション敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。以下「マンション敷地売却合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び資金計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。

2　前項の規定による認可を申請しようとするマンション敷地売却合意者は、組合の設立について、マンション敷地売却合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計がマンション敷地売却合意者の同条の議決権の合計の4分の3以上であり、かつ、同意した者の敷地利用権の持分の価格の合計がマンション敷地売却合意者の敷地利用権の持分の価格の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。

3　前2項の場合において、マンションの1の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を1人のマンション敷地売却合意者とみなす。

(認可の基準)

第121条　都道府県知事等は、前条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反するものでないこと。

(2)　定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。

(3)　当該マンション敷地売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(4)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1700

担当部署:　建設課

処分の概要	定款又は資金計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第134条第1項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第134条の規定による。

（定款又は資金計画の変更）

第134条　組合は、定款又は資金計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　第121条及び第123条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第2項中「組合の成立又は定款若しくは資金計画」とあるのは「定款又は資金計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第134条第1項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。

3　組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は資金計画を変更しようとする場合において、マンション敷地売却事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1701

担当部署:　建設課

処分の概要	組合の解散の許可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第137条第4項
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第137条の規定による。

（解散）

第137条　組合は、次に掲げる理由により解散する。

(1)　設立についての認可の取消し

(2)　総会の議決

(3)　事業の完了又はその完了の不能

2　前項第2号の議決は、権利消滅期日前に限り行うことができるものとする。

3　組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4　組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

5　都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6　組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1702

担当部署:　建設課

処分の概要	分配金取得計画の認可及び変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第141条第1項(第145条において準用する場合を含む。)
法 令 番 号	平成14年法律第78号

【基準】

法第141条及び第144条の規定による。

(分配金取得計画の決定及び認可)

第141条　組合は、第123条第1項の公告後、遅滞なく、分配金取得計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2　組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、分配金取得計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、売却マンションの敷地利用権が賃借権であるときは、売却マンションの敷地の所有権を有する者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。

(認可の基準)

第144条　都道府県知事等は、第141条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続又は分配金取得計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。

(2)　マンション敷地売却決議の内容に適合していること。

(3)　売却マンションの区分所有権又は敷地利用権について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。

(4)　その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1601

担当部署:　建設課

処分の概要	特定優良賃貸住宅の入居者資格の特例承認
法　令　名 根 拠 条 項	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第13条第1項
法 令 番 号	平成17年法律第79号

【基準】

法第13条の規定による。

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第13条　第6条第7項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者（第3項において「認定事業者」という。）は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。

2　前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3　認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第13条第2項の規定」とする。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1532

担当部署:　建設課

処分の概要	長期優良住宅建築等計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律　第6条第1項
法 令 番 号	平成20年法律第87号

【基準】

法第5条及び第6条の規定による。

（長期優良住宅建築等計画の認定）

第5条　住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2　住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行おうとする者（以下「譲受人」という。）に譲渡しようとする者（以下「分譲事業者」という。）は、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

3　分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

4　長期優良住宅建築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　建築をしようとする住宅の位置

(2)　建築をしようとする住宅の構造及び設備

(3)　建築をしようとする住宅の規模

(4)　第1項又は第2項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項

イ　建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

ロ　住宅の建築及び建築後の住宅の維持保全に係る資金計画

ハ　第2項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項

(1)　建築後の住宅の維持保全を建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する法人が行う場合においては、当該団体又は法人の名称

(2)　譲受人が建築後の住宅（専ら当該譲受人の居住の用に供する部分を除く。）の維持保全を他の者と共同して行う場合においては、当該他の者の氏名又は名称

(5)　前項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項

イ　建築後の住宅の維持保全の方法の概要

ロ　住宅の建築に係る資金計画

(6)　その他国土交通省令で定める事項

（認定基準等）

第6条　所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

(1)　建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。

(2)　建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

(3)　建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。

(4)　前条第1項又は第2項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ　建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。

ハ　資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。

(5)　前条第3項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を30年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。

ロ　資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。

(6)　その他基本方針のうち第4条第2項第3号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

2　前条第1項から第3項までの規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画(住宅の建築に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を建築主事に通知し、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3　前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知しなければならない。

4　建築基準法第18条第3項及び第14項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5　所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画は、同法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

6　所管行政庁は、第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。

7　建築基準法第12条第8項及び第9項並びに第93条から第93条の3までの規定は、第4項において準用する同法第18条第3項及び第14項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1533

担当部署:　建設課

処分の概要	認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律　第8条第1項
法 令 番 号	平成20年法律第87号

【基準】

法第8条の規定による。

（認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更）

第8条　第6条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2　前3条の規定は、前項の認定について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1534

担当部署:　建設課

処分の概要	譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定
法　令　名 根 拠 条 項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律　第9条第1項
法 令 番 号	平成20年法律第87号

【基準】

法第9条の規定による。

(譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等)

第9条　第5条第3項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた分譲事業者は、同項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた長期優良住宅建築等計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。)に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第5条第4項第4号イからハまでに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第1項の変更の認定を申請しなければならない。

2　前項の規定による変更の認定の申請は、前条第2項において準用する第6条第1項の規定の適用については、前条第2項において準用する第5条第2項の規定による変更の認定の申請とみなす。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1535
担当部署:　建設課

処分の概要	地位の承継の承認
法　令　名 根 拠 条 項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律　第10条
法 令 番 号	平成20年法律第87号

【基準】

法第10条の規定による。

（地位の承継）

第10条　次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(1)　認定計画実施者の一般承継人

(2)　認定計画実施者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第5条第4項第4号イ（第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。以下「認定長期優良住宅」という。）の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1100

担当部署:　建設課

処分の概要	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定
法　令　名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　第17条第1項
法 令 番 号	平成18年法律第91号

【基準】

法第17条第1項から第3項までの規定による。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

第17条　建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2　前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　特定建築物の位置

(2)　特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

(3)　計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

(4)　特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

(5)　その他主務省令で定める事項

3　所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

(1)　前項第3号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

(2)　前項第4号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1101

担当部署:　建設課

処分の概要	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　第18条第1項
法令番号	平成18年法律第91号

【基準】

法第18条の規定による。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

第18条　前条第3項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の場合について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　1104

担当部署:　建設課

処分の概要	既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例承認
法　令　名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　第23条第1項
法 令 番 号	平成18年法律第91号

【基準】

法第23条の規定による。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

第23条　この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第27条第2項、第61条及び第62条第1項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(同法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。)とみなす。

(1)　エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。

(2)　エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2　建築基準法第93条第1項本文及び第2項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1107

担当部署:　建設課

処分の概要	移動等円滑化経路協定の認可
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　第41条第3項
法令番号	平成18年法律第91号

【基準】

法第41条及び第43条第1項の規定による。

（移動等円滑化経路協定の締結等）

第41条　重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。第45条第2項において「大都市住宅等供給法」という。）第83条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2　移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置

(2)　次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ　前号の経路における移動等円滑化に関する基準

ロ　前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項

ハ　その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

(3)　移動等円滑化経路協定の有効期間

(4)　移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3　移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（移動等円滑化経路協定の認可）

第43条　市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

標準処理期間	40日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1108

担当部署:　建設課

処分の概要	移動等円滑化経路協定の変更認可
法　令　名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　第44条第1項
法 令 番 号	平成18年法律第91号

【基準】

法第44条第1項の規定による。

（移動等円滑化経路協定の変更）

第44条　移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

標準処理期間	40日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1109

担当部署:　建設課

処分の概要	移動等円滑化経路協定の廃止認可
法　令　名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　第48条第1項
法 令 番 号	平成18年法律第91号

【基準】

法第48条第1項の規定による。

（移動等円滑化経路協定の廃止）

第48条　移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間	40日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　1110

担当部署:　建設課

処分の概要	一の所有者による移動等円滑化経路協定の認可
法　令　名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　第50条第1項
法 令 番 号	平成18年法律第91号

【基準】

法第50条の規定による。

（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）

第50条　重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2　市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3　第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。

4　第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

標準処理期間	40日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3002

担当部署:　建設課

処分の概要	施行地区内における土地の形質の変更等の許可(個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社又は市が施行する土地区画整理事業に係る事務を除く。)
法令名 根拠条項	土地区画整理法　第76条第1項から第3項まで
法令番号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第76条第1項から第3項までの規定による。

(建築行為等の制限)

第76条　次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。

(1)　個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告

(2)　組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(3)　区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(4)　市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

(5)　機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

2　都道府県知事等は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。

3　国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　3005

担当部署:　建設課

処分の概要	立入調査等に係る土地の試掘等の許可
法　令　名 根 拠 条 項	宅地造成等規制法　第5条第1項
法 令 番 号	昭和36年法律第191号

【基準】

法第5条第1項の規定による。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第5条　前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 6 月 30 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　3006

担当部署:　建設課

処分の概要	優良な住宅の供給に寄与する旨の認定
法　令　名 根 拠 条 項	租税特別措置法　第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号
法 令 番 号	昭和32年法律第26号

【基準】

法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の規定による。

標準処理期間	30日

備考

設 定 年 月 日	平成 27 年 6 月 30 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日